

令和7年第2回

定例会会議録

会期

令和7年 6月 5日（木）から
令和7年 6月 13日（金）まで

会議日

令和7年 6月 5日（木）
令和7年 6月 13日（金）

東串良町議会

令和7年第2回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 令和7年6月5日 午前9時30分
散 会 令和7年6月5日 午後1時38分

出席議員（9人）

1番	上池勝彦	2番	小川香織
3番	児玉勇治	4番	瀬戸山譲一
5番	牧原完治	6番	西園貞美
8番	上園ミキ	9番	宮地利雄
10番	田之畠稔		

欠席議員（1人）

7番 前田 隆

会議録署名議員（会議規則第127条）

6番 西園貞美 8番 上園ミキ

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 倉ヶ崎和治 書記 清瀧美東士

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原順	住民課長	有嶋義昭
副町長	大園保広	企画課長	浜屋啓子
教育長	金久三男	まちづくり推進課長	上原久
会計管理者	前田秀一	農地課長兼農業委員会事務局長	上野勝志
総務課長	中島孝一	管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田輝幸
農林水産課長	瀬戸山雅樹	社会教育課長	吉留潤一郎
福祉課長	小林真紀子	総務課長補佐	上野史生
税務課長	西田博文		
建設課長	寺園竜二		

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程のとおり

一般質問の目次 別紙のとおり

会議の経過 別紙のとおり

議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 同意第 3号 教育長の任命について

日程第 5 議案第20号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第21号 学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第22号 令和 7 年度東串良町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第23号 令和 7 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 一般質問

一般質問の目次

質問者	質問事項	掲載ページ
瀬戸山 譲一	1. 地域社会（コミュニティ）の形成について	p. 4～
	2. 公共施設及び複合施設の運営と経費について	p. 12～
	3. 事前復興、事前防災について	p. 18～
宮地 利雄	1. 福祉行政について	p. 20～
	2. 教育行政について	p. 22～
	3. コミュニティ広場の管理について	p. 23～
小川 香織	1. 町民の交通手段について	p. 25～
	2. 給食の現状について	p. 33～
	3. 物価高騰に対する支援について	p. 37～
	4. 防災について	p. 40～
西園 貞美	1. 柏原海岸の清掃について	p. 44～
	2. 防災用 LED 照明について	p. 47～
児玉 勇治	1. 公営施設の水銀を含む製品の有無について	p. 49～
	2. 森林環境譲与税及び森林環境税について	p. 51～

会議の経過

開会 午前9時30分

議長（田之畑）

ただいまから、令和7年第2回東串良町議会定例会を開会します。

本日の会議に、前田 隆議員から欠席の申出がありましたので、報告します。

これより、本日の会議を開きます。

~~~~~

◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番 西園貞美議員及び8番 上園ミキ議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月13日までの9日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月13日までの9日間に決定しました。

~~~~~

◆ 日程第3 諸般の報告

議長（田之畑）

日程第3 諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情1件は、陳情書の写しのとおり教育産業常任委員会に付託しましたので報告します。

次に、議長及び町長の報告は、配付しておりますので報告を省略します。

これで、諸般の報告を終わります。

## 会議の経過

---

### ◆ 日程第4 同意第3号 教育長の任命について

議長（田之畠）

日程第4 同意第3号 教育長の任命について同意を求める件を議題とします。  
町長からの提案理由の説明を求めます。  
町長。

町長（宮原）

おはようございます。  
同意第3号 教育長の任命について御説明申し上げます。  
東串良町川西1612番地の4の金久三男さんを教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。  
提案理由は、教育長の任期満了によるものでございます。御審議くださるようよろしくお願ひいたします。

議長（田之畠）

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（田之畠）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（田之畠）

討論なしと認めます。  
これから同意第3号 教育長の任命について同意を求める件を採決します。  
この採決は、起立によって行います。  
本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

## 会議の経過

議長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本件は同意することに決定されました。

- 
- ◆ 日程第5 議案第20号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
  - ◆ 日程第6 議案第21号 学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について

議長（田之畑）

日程第5 議案第20号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第6 議案第21号 学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（宮原）

ただいま議題となりました議案第20号及び議案第21号について御説明申し上げます。

初めに、議案第20号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

令和7年度国民健康保険事業費に係る国民健康保険税の税率改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願ひいたします。

次に、議案第21号 学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

学校給食共同調理場の新築工事により、所在地が変更になることや説明書を変更することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

- 
- ◆ 日程第7 議案第22号 令和7年度東串良町一般会計補正予算（第1号）
  - ◆ 日程第8 議案第23号 令和7年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

議長（田之畑）

日程第7 議案第22号 令和7年度東串良町一般会計補正予算（第1号）から日

## 会議の経過

程第8 議案第23号 令和7年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）までの2件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（宮原）

ただいま議題となりました議案第22号及び議案第23号について御説明申し上げます。

初めに、議案第22号 令和7年度東串良町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,700万円を追加し、歳入歳出それぞれ75億4,000万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」によるところでございます。

また、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるところでございます。よろしくお願ひいたします。

次に、議案第23号 令和7年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,145万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億275万7,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願ひいたします。

議長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

◆ 日程第9 一般質問

議長（田之畑）

日程第9 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

4番 濱戸山譲一議員。

4番 濱戸山議員。

4番（濱戸山）

では、早速質問をさせていただきたいと思います。

まず1番目、地域社会（コミュニティ）の形成についてです。

この件について、①もあるんですが、ちょっと前置きで問題提起をしていかなければ

会 議 の 経 過

ばいけないのが二、三あるかなと。それを言って話を、ある意味複合施設建設についてつなげていこうと思っているところであります。

今ここに地域社会（コミュニティ）の形成ですけれども、これに相対比する言葉が今、いわゆるコンパクトシティ、スマートシティかなと思うんですけれども、東串良の複合施設建設もこのスマートシティ、コンパクトシティ構想の下で考えられると思っていますけれども、町長どうですか、コンパクトシティ、スマートシティの構想の下に複合施設をつくるということですね。

議 長（田之畠）

町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃるとおり、その考えもございますので、それを加味した考え方で一応進めたいと思っております。

議 長（田之畠）

4番 濑戸山議員。

4 番（瀬戸山）

だから、今日その話の進め方になっていくんですけども。なぜ地域か。ひいてはここで最終的に言いますけど、なぜ地域を大切にコミュニティを形成していかないといけないかという話ですけれども、自分たちは去年10月だったかな、11月だったかな、連携都市を組んでいる江津市に研修に行ってまいりました。あそこもコンパクトシティ構想の下、スマートシティ構想の下に複合施設をつくったり、それでまちの中心地にいろんな機能を集約してまちづくりをやっているところでした。その中で向こうの役場の職員さんたちが教えてくださったことが二、三あったんですけども、町長は江津市に何回行かれていますか。

議 長（田之畠）

町長。

町 長（宮 原）

江津市は2回です。
以上です。

議 長（田之畠）

瀬戸山議員、この質問の要旨に沿ってやってください。あなたの通告の質問の要旨とちょっと離れ過ぎているような気がするから、本題に沿って進めてください。

4番 濑戸山議員。

会議の経過

4 番（瀬戸山）

ちょっと中身がさっき言いましたように、前置きがという話をしましたけれども、話を最終的には複合施設に持っていく過程の中での話になってしまふから、そういえばそうかなと思うんですけども。

一つここで関連のある話になりますので、端的に質問しますが、江津市がコンパクトシティ構想をやるに当たって、問題点が二、三あるということでした。町長は、その件について何か聞かれていますか。というか、認識されていますか。江津市と地域連携を組むということで、要するにこのコミュニティについての話につながっていくんですけども。江津市が問題点が発生しているという話を勉強してきました。町長は、その認識を何か聞いてますか。

議長（田之畑）

町長。

町長（宮原）

江津市については、そこまで伺っておりません。

以上です。

議長（田之畑）

4番 濑戸山議員。

4 番（瀬戸山）

こちらから申し上げますけれども、江津市がこのコンパクトシティ構想について、大きな問題を二つ言わされました。東串良もやってましたけど、要するにこの地域と、もし中央に複合施設をつくった場合に、交通手段がとてもじゃないけど江津市自体でお金を捻出できない。県と国に支援を要請しないと交通手段が駄目だということを言わされました。

もう一つ、その地域に行ったんですけど、それこそこの地域なんですけれども、旧市街地はもうほとんどスプロール化して、機能しておりませんという説明でした。もう人がいなくなつて、要するにその地域が取り残されているわけなんですよ。それに対してどうすればいいかというのは、これは難しい問題だということをバスの中で職員さんが言ってくださいました。

だから、私が言う地域コミュニティとコンパクトシティ構想が相対峙する文言だということを言われたのは、要するに、複合施設、それなりにコンパクトシティ構想でいえば、地域が取り残されるということなんですね。

私は再三言ってるんですけども、だから複合施設中心地をつくって、その機能をまとめてやっていくんだという構想に反対してるのはそこなんですけれども。例えばですよ、今柏原のほうからもいろんな方、今朝も電話が来ました。柏原はどうなるの

会議の経過

かなど、すごく心配されてる向きの方々が今、ちょっと寄り合いをされているところですね。それで私もこの地域運営組織は前も何回もこの一般質問でも言ってますけれども、まず東串良の各地域、中心から離れた豊栄、池之原から離れたところをどう扶養していくかということが一番の課題だと思うんですよ。この前も議長がいい話をしてくれたのが、やっぱり地域の在り方が一番問われている時代になっているんだよねという話を聞いて、そのとおりだと思っているんです。

そうすると、何を言いたいかというのは、まず地域運営組織が平成25年に役場にちゃんと通達が来ていると思うんですけども、東串良の地域って、これはちょっと差別用語になってしまふかもしませんけど、末端の地域っていう言葉を使ったら失礼かもしれませんけれども、そこを考えないで中央に機能を全部集中させるという在り方、これは真っ向から対立する考え方なんですね。だからまずやるべきは、平成25年に役場にも来てるという、地域運営組織、これから先にやらなきゃいけなかつたんですね。

結論から言わせていただくと、もう今朝も議長からコンパクトに話はまとめてほしいということでしたけれども、地域運営組織から立ち上げて東串良のもう地名は言いませんけれども、末端の地域の扶養の在り方を考えて、まちづくりをその下に考案していくかなければいけない。いきなり複合施設をつくって機能を中心に持っていくという、この考え方、これはあり得ないと思うんですよ。でも、去年政経セミナーに参加をさせていただいて、そこで三鷹市長を4年間務めた清原さんというお姉さんがいらっしゃったんですけども、お姉さんと言ったら失礼ですけど、市長を務めた女性の方がいらっしゃったんですけども、全国の大体市町村の半分ぐらいがこの地域運営組織に基づいた地域運営の在り方を考えてないんですよねということでした。だからもちろん東串良もその半分の中に入って、地域運営組織、この考え方、私はその中で提案して、いつも言ってる、今町内で言って回っている自治公民館の創設だと思ってるんですけども、これを基にして考えた場合に、この地域運営組織の在り方を問わずして、いきなりコンパクトシティ構想の中で複合施設というのはあり得ないと考えているんですよ。これ、言葉は悪いんですけど、ないがしろにされた地域運営組織を総務省のほうから通達が出てきている、このことをどんなふうに取扱いをしているかという質問です。1番目です。

議長（田之畑）

町長。

町長（宮原）

議員のお尋ね、総務省からの地域運営組織を運営、形成するように通達、通達という言葉はあれですけれども、通知が来ているかということですが、その件について私なりに調べてみました。我がまちもそれに類似した団体がいっぱいありますので、そのことをまた報告させていただければありがたいなと思っております。

総務省による地域運営組織は、地域で暮らす人々が高齢化や人口減少の影響を受け

会 議 の 経 過

ても持続可能な生活を送れるように地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けた取組が推進されており、総務省における推進に向けた取組といたしましては、全国セミナーの開催や、先進事例調査、実態把握調査などの調査研究があり、これらはホームページ上で公開されております。公表されております。

また、総務省での地域運営組織の活動イメージは、小学校区をベースに地域住民による多様な活動主体が連携して分野横断的な取組を実施するというところがございます。総務省の情報では、先進事例として愛知県瀬戸市の資源ごみ回収事業や、北海道北見市の児童生徒を事件・事故から守る地域住民パトロールなどが紹介されております。

議員お尋ねの地域運営組織の形成についてですが、現段階では町主導での組織設置の予定はございませんが、町内には既に地域運営組織と同様の取組が行われております。例えば、校区を単位に池之原校区コミュニティ協議会と柏原校区コミュニティ協議会が平成23年に設置され、町内各校区の団体組織の連携・協調によりまして、各校区の活動が円滑に推進するとともに、青少年の健全育成に寄与することを目的に、食育や農業体験活動、通学の安全対策活動、環境整備の活動、ボランティア活動などが行われております。

また、町営ではございますが、柏原地区では小さな拠点の活動といたしまして、にこにこ館が設置され、集落支援による買物フォローアップ事業が行われております。

これらの活動は、地域運営組織の目的と一致するものでございまして、地域の自主性を尊重しながら、これから活動を支援していくことが重要であると考えております。既存の団体活動をさらに活性化させる方向は良案であると考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4番 濑戸山議員。

4 番（瀬戸山）

それは捉え方なんですけれども、まず町長がよく言う、それに類似したという言葉をよく使われますけれども、本来の在り方というのは、地域運営組織、農村RMOもここで一回提示したら当てはまらないとかいう話でした。そうじゃなくて、今町内には8つの振興組織がありますね。だからそこに対して、今地域活動というのは、本来あるべき公的な部分も含めて形成されてないんですよ。だから今そういう柏原のコミュニティかれこれも含めてですけれども、本来あるべき振興会を基にした地域運営組織を私は図らなければいけないんじゃないかなと思っています。だから自治公民館を提唱しているわけですけれども、もう時間がどんどん過ぎ去っていきますけれども、だからそこで複合施設と絡めてと最初頭で言いましたけれども、まず地域運営組織、公的な東串良の役場の息がかかった地域コミュニティの在り方を問うていけば、複合施設は要らないと。それで永続的な交通手段云々もと言わっていましたけれども、その募集をすると数か月前によく町内放送で言われていましたけれども、その悩みが今

会 議 の 経 過

の江津市の大きな悩みだということを考えると、もう一回考え直さないといけない。複合施設は本当に必要なかなということを今町民の皆さんからどんどん聞こえるようになってきました。だから地域運営組織、この辺りをまだ今は漠然としている形になっていますけれども、地域運営組織をどう確立していったらいいのかということを前面に出すべき必要があると思うんですよ。それで東串良の町内の区域の考え方を総合して考えて大きな枠をつくって、それから複合施設なりを考えればよかつたのに、それをさておいて、複合施設にいきなり来たからこれがまたないがしろにされている結果も出ているんだなと思っています。

2番目にありますけれども、農林水産省が全国2,000地域で、今地域計画を出すようにということで、東串良も取り組んでいる区域があります。そこも含めて、地域運営組織、このことを前面に捉えて動いていくべきじゃないですか。これは行政主導でやるべきだと、さっき元三鷹市長の清原さんが言われました。どうですか。地域運営組織を真剣に考える組織なり、役場の中に政策推進課というものが今度できたんですね。私は以前の総務課長にもお話をしておりました。だからそこを考えると、もう一回その辺を考えて複合施設の在り方というのも考えてみたらどうですか、町長。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

複合施設の必要性とかも以前もやいやい言いましたけれども、公共施設の老朽化という概念の下でそれをつくろうと。我が家まち東串良町は27.78平方メートルです。東串良自体がコンパクトシティなんです。私は、柏原はどこへとか、岩弘が過疎とか考えたことはないです。5分か10分でどこへでも行けると。今、肝付町とか、内之浦、錦江町に行くと、田代とか、南大隅町に行くと佐多とありますけど、ああいうところとは違った、我が家まちはたった二十何キロ、大崎町も我が家まちの10倍です。私は東串良町自体がコンパクトシティだと思っております。今、コミュニティとおっしゃいましたけれども、今使っている溜水も広域センターがあります。唐仁もあります。そういうところを使って、まだ何も使っていない状況もございますので、まずそこから手をつけていただければありがたいなと思っております。そういう自主的な活動というものをもっともっとやっていただければありがたいなと思っております。ちょうど岩弘地区は買物支援ということで、生協を使って公民館で生協が届けていって、そこでころばん体操とかをやっている。そういう実践活動もございます。そういう自ら興すようなことを考えていただければなおありがたいと思っております。コミュニティ、コミュニティと言いますけれども、それぞれのコミュニティが活動していらっしゃる。それはそれでいいと思いますよ。もっともっと大いにそういう中で出ていって、声が出てくるのが待っておりますのでどうかよろしくお願ひいたします。

以上です。

会議の経過

議長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

4番（瀬戸山）

だから平成25年に総務省から通達があった地域運営組織を立ち上げるようにと、そのこと自体に対してどんなふうに考えますか。行政主導なんですよ。

議長（田之畑）

町長。

町長（宮原）

行政主導という言い方ですけれども、みんなそれがコミュニティをつくったのも行政主導の下でできたのが本来の形です。溜水の公民館ができたのも行政主導でできたものがそうです。皆さん、それをつくるときは、そういう活動をやりますという中でできたものがそうだろうと思っております。これが行政指導で、今から考えなくちやならんと思いますけど、今からまた職員と検討課題として、そしてまた地域活動をやっていただくように促していかなければありがたいなと思っております。

この間も柏原大相撲が開かれて、柏原大相撲のメインというのは、相撲甚句だろうと思って、ぜひ相撲甚句だけはやっていただきたいということで、この間なかつたものですから、寂しい思いをしたということで、相撲甚句、お相撲の協会の方々が相撲甚句だけはやろうということで何か練習を始められたということで、それはありがたいことでした。そういうふうに、それぞれがみんなで自分で興そうという力を促していくのも必要だろうと思っております。もちろん私も町民の負託をいただいて町長になつたわけですけれども、議員の皆さん方も町民の負託を受けてなられたので、そういう知恵とかを生かして、まちづくりに努めていただければありがたいなと思っております。

以上です。

議長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

4番（瀬戸山）

これを全面的に出す、その清原さんが言われた、全然取り組んでいない地域が全国の半分、その半分にならないようにということで、この1番目は終わって、②地域計画、これは町としてはどのような取組か教えてくださいますか。

議長（田之畑）

町長。

会議の経過

町長（宮原）

お答えします。

農業の高齢化や人口減少の本格化により耕作放棄地が拡大いたしまして、地域の農地が適切に利用されなくなることが全国的にも懸念されております。本町も例外ではありませんが、本町の農業の担い手である認定農業者数についても高齢化に伴う離農や規模縮小により年々減少しております。令和6年度末時点で224経営体となっており、5年前と比べ28経営体の減少となっておるのが現状でございます。農地が利用されやすくなるように、農地の集積、集約等に向けた取組を加速することが喫緊の課題でございます。

地域計画とは、農業者、地域の皆様との話し合いにより、地域の皆様が守り続けてきた農地を誰がどのように利用していくか、農地を含め地域農業をどのように維持発展していくかといった将来の農地利用の在り方を明確化する取組でございます。

令和6年度につきましては、當農指導員を主軸に農林水産課、農地課、農業委員会、建設課で推進チームを結成いたしまして、町内の農地を水土里サークルの活動区域を15地区に区分けして話し合い活動を行ってまいりました。話し合いの中では、地域農業の現状と課題について意見を出していただいた後、その点を踏まえ、どのような地域にしたいのか、理想の地域にするためにはどのようなことが必要かについて地域主導で意見交換会を行ってまいりました。地域農業の現状と課題について多かった意見といたしましては、農地の集積・集約ができていない。新規就農者や後継者等の担い手が確保できていないといった課題や水土里サークルが耕作放棄地に景観作物を植えており、景観美化に努めている。耕作放棄地は他市町村と比べて少ないといったプラスの意見もございました。

各地区の話し合いで出た課題を解決するためには、どのような取組が必要かについても協議を行いました。令和7年度の取組といたしまして、各地区の話し合いで生まれた理想の地域にするための具体的な方法を検討いたしまして、早期実現可能な取組については随時行っていく予定でございます。

内容といたしましては、コントラクター、組織の仕組み・検討、下伊倉地区の農地維持検討、岩弘街道地区の景観作物導入と観光と連携、新規就農者の受け入れ体制の強化、定着へ向けた仕組み検討、新品目の選定案と実証計画作成、水田農業を担う地域農業組織の検討、農業・農地情報システムの検討、農地の集約及び農地管理組合の検討、労働力確保システムの導入検討などを取り組む予定でございます。以上の取組に加え、地域の農地を将来誰が担っていくか見える化するための地域づくりも同時進行で行ってまいる所存でございます。

以上の取組を行うことで、本町の農業を取り巻く環境が好転することにより地方社会の衰退を食い止める柱の一歩になると考えております。

以上でございます。

議長（田之畑）

4番瀬戸山議員。

会議の経過

4 番 (瀬戸山)

今具体的な事例が出されていたわけですけれども、今から言うことを最後にお話をし、この1番目は終わろうと思いますが、こういう地域計画の在り方、それからさつき言った地域運営組織、これは町民の皆さん、我々議員も不勉強でなかなか知り得てなかったんですけど、これを町長が町長としてイニシアチブを取って、町民の皆さんに情報なんかを通じて言ってかないといけないと思うんですよ。今言われたことをほとんど町民の皆さんも知りませんよ。だから我々東串良がどういう方向性で地域組織を打っていくか、その政策提案立案、皆さん全然知り得てないんですよ。だから今農水からの地域計画についても、これを町報を使って町民の皆さんに打って出てください。町長の自分の言葉で。そのアピールが全然ないんですよ。だから複合施設も皆さん、まだほとんど知らない方がいらっしゃるという中で、これをもって、この1番目は終わりたいと思います。

2番目、公共施設及び複合施設の運営と経費についてです。

1番目、唐仁古墳群のトイレとテラス、そしてMARUMARINE、そしてドームハウス、ホテルですね、農村環境改善センターの遊具施設、それぞれの利用状況、収支計算結果を尋ねます。

議長 (田之畠)

町長。

町長 (宮原)

まずは、令和5年1月27日に鹿児島県から東串良町に譲渡された唐仁古墳群観光施設のうち、議員お尋ねのトイレ及び休息所の利用状況と収支についてを御説明いたします。

施設の利用状況ですが、当該施設は無償で利用できる施設のため、常時職員などの管理人を配置しておりませんので、唐仁古墳群観光施設のトイレにつきましては、毎日十二、三人の方が利用されております。この方々というのは、宅急便とか、郵便配達屋さんとか、シルバーさんとか、そういう方々が大いに使っていただいて、好評を得ております。ありがたいことですということで。

収支につきましては、支出のみで15万7,665円で、光熱水費と浄化槽維持管理委託料となっております。

次に、円山公園管理センター、MARUMARINEの利用状況と収支について御説明いたします。

施設の利用状況ですが、令和6年度は大人が3,524人、子供が4,376人の合計で7,900人でございます。収支につきましては、収入が2万3,500円で使用料となっておりまして、支出は118万6,118円で、主なものは消耗品費、光熱費、通信費となっております。

次に、ドームハウスの利用状況と収支について御説明いたします。

会議の経過

施設の利用状況ですが、令和6年度は利用件数が299件の1,250人で、宿泊可能日に対する平均稼働率は37%で、年間で一番利用が多かったのは8月で、稼働率は89%となっております。

収支につきましては、収入が418万8,500円で、使用料となっております。支出は、380万7,819円で、主なものは施設管理業務委託のドームハウス清掃、役務費のクリーニング代、光熱水費となっております。

最後に、農村環境改善センターの遊具施設の利用状況と収支について御説明いたします。

本施設は、令和6年10月からの供用開始となっておりまして、令和6年度は大人が1,647人、子供は2,417人の計4,064人でございます。収支につきましては、支出のみで799万7,667円で、主なものは、工事請負費のトイレ改修費と光熱費と浄化槽維持管理委託料となっております。環境センターはちょっとトイレを改修したものですから、そういうことで多額にちょっと上がっております。

以上でございます。

議長（田之畠）

4番 濑戸山議員。

4番（瀬戸山）

これは、もう収支の捉え方、考え方の差異によって出てくる数字だと思うんですけども、雪山の老人福祉センターの温泉といい、どこも正直言って赤字です。ある人から言わされました。この赤字を是正、改善することを役場がやっていないと。今度も1億2,000万円のトイレをつくるわけですけれども、町民の皆さんにはびっくりされています。今朝電話がありましたということを柏原の人がと言いましたけれども、そのことを今日言ってくださいねと言われるんですよ。赤字施設をそのままほつといついいのかと。ましてや複合施設をつくった場合の年間ランニングコスト、維持経費、どうなるのかということを基本計画が出ないと分からぬということでしたけれども、もう今もって、いろんな施設で赤字を打ち出しております。今言われた数字、これは捉え方、考え方の違いかもしれませんけど、それ以上の減価償却も含めた赤字というのは相当出てると思いますよ。だから前から言われてる箱物優先はやめてほしいというのはそこなんですよ。今町民の皆さんがそれを言い始めていらっしゃいますので。だから、その辺りの概念、東串良は自主財源がいい、公債費比率がいい、かれこれを含めて、その辺は全然意識されていないんじゃないかなと。ドームハウスだって、それからお正月、高山も大崎も営業してますよ。東串良だけですね、休んでいるのは。だからその辺も含めて、もう少し利益が出るように、そういう努力をしているのかと。さっき言った方が言うんですね。全然やってないよ、そんなことって。やりっ放しという感じだと言われます。今いろんな方が連絡をしてくださいます、町内の方々が。皆さん、気づき始めていらっしゃいますよ。そういう赤字補填、そういうことを含めて、町長、これから赤字部分が、大多数赤字ですよ。複合施設を含めてどうなるのか

会議の経過

など皆さん心配され始めているんですよ。だからその赤字の部分、その是正も行われない。その辺、どういうふうに考えていますか。

議長（田之畑）

副町長。

副町長（大園）

今の質問なんですが、当然に行政は営利団体じゃありません。一応サービスを提供する団体であって、いろいろなところに、いえば必要な施設はつくってまいります。それを例えれば赤字を解消するような値段で提供した場合に、利用者がいるのかということもあります。だからそこら辺りも考えていただいて、例えば赤字を出すのであれば、施設をつくらないほうがいいんじやないかというような御意見でしょうが、そうしたときに、そういう施設をつくらなかつたときに、まちの運営はどうなるのかということを考えていただきたいと思っているところであります。

それで今のところ、当然に施設については、今のこの水道光熱費とか、いろんな物価が上がってまいります。だから一応まちとしても、今現存している施設等について、今後今の利用料が適正なのかということを検討しまして、赤字を解消するような値段での利用料の設定はできませんが、若干そこら辺のバランスを考えて、使用料もちょっと見直していきたいと今検討しているところであります。その分については今後、今農村環境改善センターも遊具を今年度入れる予定があるんですが、そのところも今無償で提供しておりますが、今後やっぱり光熱費なんかも結構かかるものですから、その施設が全部完備したならば、それを合わせて全町的な施設の利用料等も若干見直しを行っていきたいと今検討中でありますので、御理解いただきたいと思います。

議長（田之畑）

4番瀬戸山議員。

4番（瀬戸山）

そういう考え方は承服しかねるということなんですよ。だから今度つくった唐仁古墳群のそこに十二、三名の人が利用している、トイレを利用していると言うけど、もともと研修館にトイレはあるんですよ。そっちのほうを皆さん多く使っていらっしゃいますよ。だから目的外使用になってしまふんじやないですか。あの駐車場に車を止めて、古墳を見て、あの看板どおり、それ目的外ですよ、あれ。考えてみてください。今度1億2,000万円のトイレも予算が通りましたけど、あの近辺にトイレは4か所ありますよ。体育館まで入れたら5か所ですよ。町民の皆さんから言われているんですよ、それ。だからそのトイレなんかを私は錦江町にも行つたし、昨日あそこの鉄道公園の前のトイレのことも言われて、ちょっと詰まっているから云々でしたけれども、あれで十分なんですよ。錦江町も田んぼ、畑の中に公衆トイレがあります。便器は男女1つずつ、ウォシュレットがついてて、小さな掘っ建て小屋、これで十分だと

会議の経過

言われたんですね、聞いてみたら。1億2,000万円もする必要はない。これに今度めちゃくちゃ維持運営費がかかっていきますよ。だから前も言ったじゃないですか。雪山の温泉施設だって年間800万円から900万円赤字が出ていると。そういうのは、800万円が10年だったらどれぐらいの金額になりますか。だからさくら温泉とか、やぶさめとか、交互で使える入浴券を使って経費を落していく。そこが地域連携じゃないかということも言わせてもらいましたけれども、そういう努力なしに新設の建物、箱物をどんどん建てていくというのは、これは大変ですよ、後々。

次に行きますね。今、副町長から、2番目のその結果からどのような対策を立てているかということで、これから検討していくということでしたけど、本当に1億2,000万円のトイレにしても、これは無駄金かなと、皆さんのが今気づき始めているんですよ、町民の皆さんのが。要らないんだから。唐仁だって別にトイレはもう一つあるんだから、水洗が。

3番目に行きます。複合施設は基本計画をもって、維持コスト費は算定できるのか。その結果を町の皆さんに伝えるのか、尋ねるということですけど、今朝、柏原の方から電話が来たのは、このことだったんです。青写真はできてて、およそその概算的な建物はできるはずだよねって。基本計画で今度7,660万円の予算を取りましたけど、果たしてそれをやってどういう意味があるのかということです。だからこの基本計画をもってして年間の維持運営費、ランニングコスト、それを算定するすべがあるのか。その数値が出たら町民の皆さんに教えてほしいと今朝、電話で言われました。それはできますかね。

議長（田之畑）

町長。

町長（宮原）

お答えします。

令和7年3月に策定いたしました東串良町複合施設建設基本構想・基本計画は、東串良町複合施設建設検討委員会における協議検討結果や住民参画機会として執り行つた住民アンケート、ワークショップ、住民説明会、パブリックコメント等でいただいた住民の皆様の意見を踏まえたものとなっております。この中で、基本構想は、将来の東串良町を見据えた基本的な方向性など、どんな建物を造りたいかという大きな考え方をまとめたもので、また基本計画は、複合施設建設に当たつての導入すべき機能や規模など基本構想を下に、どこに、いつ、どんな建物を造るかを少し具体的にまとめたものとなっております。

策定いたしました東串良町複合施設建設基本構想・基本計画は、本年4月上旬に議会議員の皆様へデータ情報にて提出させていただき、併せて町のホームページで公表をいたしております。さらに、各世帯には4月の振興会発送便で、基本構想・基本計画の概要版を配布させていただきました。

議員お尋ねの基本計画をもって、維持コスト費の算定はできるのかについてですが、

会議の経過

当該基本計画を基に、維持管理費の算定は現状難しいものと思われます。算定とは、具体的な金額を計算して、確定することを意味しますが、当該基本計画では、複合施設の諸室や、その基本機能、床延べ面積の上限などが盛り込まれておりますが、詳細は決まっておらず、また構造や設備についても今後具体化していくものでございます。ただ、基本計画の段階での維持管理費をシミュレーションすることは可能とは考えますが、設備仕様や建材などが具体的に決まっていないので、大まかな想定での概算となり、正確性に乏しいものと思われます。

また、維持管理費をシミュレーションするときも、どういう前提条件にするか、どういう項目を設定するかによって結果が違ってきます。例えば、前提条件で床面積、利用時間、設備としての空調、照明、給排水設備、エレベーター、諸室としてのホテル、事務室、図書室、会議室などと稼働率を付した維持管理費の項目として光熱費、清掃費、保守点検費、修繕費、警備委託料、管理人費を設定するかどうかといったものが影響してきます。

このようなことから、維持管理費をシミュレーションする場合でも、今後のスケジュールで予定されている基本設計や実施設計で複合施設建設の設備仕様や施設運営がより具体化してくれれば、概算であっても参考にできる試算を得ることが可能になるものと考えております。

以上を踏まえ、維持管理費を住民に説明するタイミングは、今後の検討課題として捉えていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（田之畠）

4番瀬戸山議員。

4番（瀬戸山）

そういう答弁でいいのかということです。このことを今日、今朝電話をくれた方に報告をいたします。あり得ないだろという話になると思います。維持運営、ランニングコストが苦しいから内之浦のコスモピアは今解体に入っていますよ。維持できないんですよ、ランニングコスト、維持運営で。前も言いましたけど、ネッピ一館、隣のあすぱる、さくら、それから湯遊ランド、やぶさめ館、みんな赤字ですよ。運営主体が二度、三度変わっていますよ、どこも。全部委託。民間委託というけど、その民間委託も苦しんで大変な目に遭ってますね、どこも。調べてみました。鹿屋なんかリナシティに年間2億円ですか、資金供給をしないとやっていけないんだそうですね。だから維持運営管理費、今朝その人が言ったのは、それを算出できないで、複合施設建設は絶対あり得ないよねということでした。それを柏原会で役場の方々がこの前行ったときに話があったと思いますよ。その話がどんどん今広まって本当にやっていけるのかと皆さん言い始めています。極論すれば、町のほとんどの方が複合施設、今知り得た範囲では全員反対です。いつも言いますけど、あり得ない、つくることを前提にしたアンケートを取って町民を誘導するような、あんなやり口はおかしいと皆さん

言い始めているので。もう一回さっきの1番目の地域運営組織も含めて、これ考え直さないといけない日が来ると思います。今朝電話くれた方が言うのは、維持運営、ランニングコスト費、これを出した時点で住民投票をするべきじゃないかという言葉が出てきました。この前は住民投票をするつもりはないと言われましたけれども、住民から起こった場合には、町長は民意に基づいて、反対だったらそれに従うということでしたけれども、今までにかかっているランドブレインの経費から今度の測量、委託、地盤調査、もう一億幾らですか。相当億単位でもうお金を使っていますよ。今ここで立ち止まって住民の声を聞いて考え直したほうがいいんじゃないですか。これ、住民の反発が相当来ますよ。どうすればいいのか自分たちは分からなさい。こんなに反対しているので、何でどんどん話だけ進むのって。この維持運営管理費も今算出できないという答弁でしたけれども、こんなのはあり得ないんですよ。だからみんなそう苦しんでいるんですよ、ランニングコストで。もう一度言いますよ。コスモピアはもう今解体ですよ。肝付町の町長はだから解体するんだということで踏み切りましたよね、解体に。今朝言われたことは、私、よくのど自慢を見るんですけれども、うちでもおととしのど自慢があったわけですけれども、今度霧島市が何とかホールで、先週は霧島市がのど自慢でしたけど、その方がちょっと調査してくれたみたいで、建物が古いんだそうです。霧島市は建て替えしない方向だそうです。2回改修をして、これをどういうふうにして維持運営していくかと。私は言いましたよね、岡山におととし行ったときに、奈義町、昭和48年に建てられた50年以上たった建物を補修して幼稚園につくり替えていましたよね。国の支援金とか、B&G財団からお金を頂いて出資はゼロだったと、そういう考え方を持たないといけないんですよ。今日本全国、宮崎市のホームページも見てください。建て替えはできないと。じゃあ、どうすればいいかと。維持補修、これで賄っていくしかないんですよ。去年、大崎町に私個人的に行って、向こうの町長さんと話をされたときの受付の方が言われたのは、うちは防災・減災を前面に出していくと。建物古いですねと私が言ったんですね。どんなことを言われるかと思ったら、そうですよねって。建て替えをしないといけないんですけどねって、これで終わっているんですよ。大事なことはほかにもあるんだということですよ。東串良もですよ。それが次の防災・減災につなっていきますけれども。町長、ちゃんとその辺りを分かってくださいよ。今、町民の皆さんの中から物すごい反発の声が出てますよ。大丈夫だとおっしゃったけど、そうじゃないということを自分で確認されたらいいと思いますよ。私は議会でも言いました。議会の皆さん、自分を支援してくれた方、応援してくれた方、それぞれに複合施設を町民の皆さんがどう考えているか、聞いてみてくださいって。それを議会に持ち込んで、特別委員会がありますから、そこでもんで、執行部に伝えていかないといけない役目があると思っています。それも議会はやらないといけないんですね。その辺の機能的な話も十分やっていかないと。これ極論です。この複合施設は役場の一部の人たちと、それに賛成する議会の話の下で、それだけで進んでいるって言った方がいらっしゃいました。そのとおりだと思います。一部の役場職員さんと賛成する議会、それで動いている。それが民意じゃないだろうという話ですよ。ここで考え直さないといけない時期に来ていると思いま

会議の経過

ますよ。

次に行きます。

事前復興、事前防災についてです。

これはもう簡単に進めますね。内容を言ったら時間がとても足りないので。

1議会にも防災・減災特別委員会というのがあります。私は、個人的にこんなことを言つたらなんんですけど、6年、7年前からずっと個人的に備蓄に行って調査をしたり、いろんな自分たちの提案で大阪大学に行かせていただいたし、岩手県洋野町に行かせていただいたし、その中で得た知見を基に本当に南海トラフ、そして大隅半島沖の地震も今頻発しておりますね。これを考えたときに、先月、町長が隣に座られた福和先生が出られて、喫緊、もう今考え直さないと取返しのつかないことになるということは、この前の一般質問でも言いましたけど、こっちが優先なんですよ。柏原の皆さんとの話合いの中でもそこなんですよ。だから私がつくった備蓄との問答集も読んでもらいましたかとか、私がつくった提案立案書を読んでもらいましたかと言ったら、町長は12月の時点でも読んできませんということでしたよね。これじゃ駄目なんですね。だから時間がないから言いますけど、例えば議会にはさっき言った防災・減災特別委員会があります。こここと役場の総務課の防災の担当の方と密接に行き来をしながら取り組むべき事案じゃないかなと。それを去年大崎の町長さんのところに行って話を聞いてきて、こんな意識の差があればびっくりだよなということをここで話もしましたよね。これが優先課題ですよ。複合施設じゃないんですよ、お金の使い道は。柏原の人をどうするんですかという話です。柏原をほっておくんですかという話になつてますよ、今。だからそういうときに、静岡県とかあの辺は事前復興、今度国が打ち出した福和先生が出した事前防災です。私は三つの提案書を今議会にして、なかなかうまくいきませんけど、それを今、柏原の人たちに今配布しています。すごく喜んでくださいます。多分私がそれを出したのも町長の目には止まってないかなと思うんですけど。だから今こそ、柏原、唐仁、下伊倉、俣瀬も全部そうですけど、もし津波が来たらということを考えると、これほっておけない事案ですよ。備蓄も問題大ありと私はちゃんと書いて出してますからね。これをないがしろにして、複合施設じゃないんですよ。こっちにお金をかけないと。だから防災減災、すぐ私はありがたいと思っているんですけど、建設課長が水問題にしてもすごい真剣に考えてくださっているということで、私はすごく感銘を受けております。だから防災、減災、水問題、電気、全部含めて、これ真剣に考えていかないといけない時期がやってまいりました。その気概はあるかどうかということをここで聞きたいです。防災・減災に真剣に取り組む、町長どうですか、一言でいいですよ。

議長（田之畑）

町長。

町長（宮原）

防災、減災、柏原地区もそうですが、もうほとんど避難所とかそういうのは設置し

会議の経過

ております。小学校の屋上とか、階段も設置しております、上の以前訓練をしたときは、照明がちょっと切れておったのはありました、常にあそこは確認しなさいということで、確認させております。小学校のところでも海拔20メートル近くになりますので、屋上に上がると。柏原自体、上の段に上がられますよ、結構高いんです。別に見捨てているわけじゃないですけれども、そういう形で例の消防詰所もそうです、上に上げようという計画ではございますけれども、そういう形で上にとにかく上げていこうということで。今おっしゃる、もちろんそういう手立てというのは、どんどん下伊倉も避難タワーができました。つくってあります。もちろん唐仁のほうも消防詰所の隣にありますけれども、一時避難ですけれども。そういう形でやっぱり常時詰めて進めていこうという考え方でございます。それと備蓄品も備えて、小学校には発電機は皆準備してございます。パーティションも準備してございますので。去年の台風のときに、この保健センターのほうに自主避難された方が135名でしたけれども、自主避難された方がいらっしゃいます。そういう形で、町民の方々はそれぞれ自主的にこういうことを考えておりまして、とにかく施設そのものはつくらなければならぬというのは分かっておりますけれども、今からですけれども、そういうタワーはまたつくろうということでございます。

以上でございます。

議長（田之畠）

4番 濑戸山議員。

4番（瀬戸山）

時間が4分を切りそうです。要は、ここに書いてあります。議会の防災・減災委員会なり、議会と密接に絡んで防災対策と一緒に立てましょうかということですね。それと備蓄は43基のうち、6基だったかな、7基、肝付町の持物です。去年、地元の柏原の人たちと語ろう会の中では肝付町を入れてほしいと再三言ったんですけど、総務課のほうからそれはお断りされました。これも地域連携ですよ。だから防災減災委員会を筆頭に、議会と肝付町とも連携して防災・減災に取り組む気があるかないかを聞きます。

議長（田之畠）

町長。

町長（宮原）

本件に関する質問につきましては、令和6年12月議会の一般質問でもお答えいたおりでございますが、改めて御説明申し上げます。

御指摘のとおり、石油備蓄基地は本町のみならず、隣接する肝付町の区域にもまたがっており、全43基のタンクのうち6基が肝付町に所在しております。このような状況を踏まえまして、本町と肝付町は、平成4年8月27日、災害防止協定を鹿児島

会議の経過

県、石油公団、志布志石油備蓄基地株式会社と締結しており、現在もこの協定は有効でございます。この協定に基づきまして、石油備蓄基地に関する問題につきましては、両町、鹿児島県及び志布志石油備蓄株式会社が連携して対応していく体制を整えておりまして、今後も引き続き協力体制の下、問題の解決に努めてまいりたいと考えております。

なお、石油備蓄基地は国の施設であり、町が直接的に管理運営することはできません。このため、万一の際には住民の避難を最優先といたしまして、国及び関係機関と連携を図りながら、的確に対応してまいりますので、必要に応じ、住民の避難先など、肝付町と連携して災害に備えることは重要であると考えております。

以上でございます。

議長（田之畑）

4番 濑戸山議員。

4番（瀬戸山）

もう時間が来てしましました。最後のこれはもうできませんね。地域包括センター、これはまた別枠でまた質問したいと思いますが、国の持物だから備蓄はとか、そういう考え方じゃ、町長駄目ですよ。もし災害があったとき、直接的に被害を被るのは東串良ですよ。そういう考えは改めてください。何度も言ってますけど、自分たちで興していかないといけないんですよ、防災対策は。避難対策だけじゃないですよ。だから私が作った報告書、政策立案書を読んでくださいと言ってるでしょ。

以上です。終わります。

議長（田之畑）

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午前10時37分



再開 午前10時47分

議長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番 宮地利雄議員の発言を許します。

9番 宮地議員。

9番（宮地）

それでは、通告に基づいて3点、大きく分けて3点について、町長及び教育長に質問をいたしたいと思います。

まず最初に、福祉行政ということで、補聴器への助成制度が全国的にも非常に地方

会議の経過

自治の中で広がりつつあります。東京都は今度、都議会議員の選挙もありますが、23区全体でこの補聴器の助成が行われるということになっております。私自身も若干難聴みな傾向もありますので、補聴器に頼っている状況ではありませんが、全国的には、年金者組合などの要求によって464市町村、自治体に、この補聴器に対する助成制度ができておるという状況です。自治体数を1,700とすると約3割近い自治体で、市町村でこの補聴器の助成が始まると。もちろん金額や支給の内容については極めてばらばらありますし、実際の補聴器自体を支給するという自治体もありますけれども、僅か数万円しか出せないという自治体もあります。この大隅半島を見てみたら、曾於市と志布志市がこうした難聴に対する補聴器の助成制度がまだ大隅半島ではこの二つしかないですね。しかも金額も非常に低いという状況であります。

しかし、補聴器というのは、認知症に対しても自由に会話が広がるということから見ても認知症の予防や改善にも効果があるというふうに言われておりますし、ぜひこれも大隅半島でも広げる必要があると思いますが、本町も、ぜひそういう方向に足を踏み出してほしいというふうに思います。

曾於市の場合は、高齢者のみですけれども、志布志市の場合は、18歳以上であれば、そういう一定の難聴があれば僅かだけれども支給しているという状況がありました。本町についても町長の考え方を尋ねたいと思います。

議長（田之畑）

町長。

町長（宮原）

お答えします。

本町における補聴器助成制度につきましては、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法に基づく補装具支給制度において実施しております。対象者につきましては、6級以上の身体障害者手帳をお持ちの聴覚障害のある方で、原則1割の自己負担額を除く9割の助成を行っております。また、鹿児島県では、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度、中程度の18歳未満の難聴児に対する補聴器の購入費用の一部を助成する事業がございます。しかしながら、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳以上の方や、加齢性難聴の方に対する補聴器助成につきましては、現在、国や県において助成事業は実施していないところでございますが、近隣では曾於市、志布志市が議員おっしゃるとおり、市独自の助成事業を行っていると伺っております。

本町におきましては、身体障害者手帳の交付を受けていない方に対する補聴器助成については、国や県、他の自治体の動向を注視しながら総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（田之畑）

会議の経過

9番 宮地議員。

9 番 (宮 地)

全体としては、本町は、国や県の持っている制度を見ながら、よく検討してみたいということでしたので、ぜひ他の町村に模範となるようなこの制度の普及をぜひ広げてもらいたいと思います。

次に、教育行政であります。

私もよく知りませんでしたが、自民・公明が高校の授業料については、公立高校の授業料はほぼ全額国が支給するという状況が生まれているようですが、教育長はその辺についてもよく存じておると思いますが、本町も高校・大学への助成金、これはもう相当前から実施されております。自身の子供たちもお世話になって、高校や大学へ通ったという状況もあります。高校がそういう状況であれば、むしろ本町の大学に対する助成金のほうは引き上げてもいいんじゃないかというような感じもしておりますが、教育長も本日再選をされたというか、そういう状況もありますけれども、その辺のこの本町としての助成金を引き上げる考えはないか、これは教育長だけでは判断できませんよね、当然当局と町長部局と相談の上、実施しなければなりませんが、その辺のことについても教育長の考え方を一つ聞かせてもらいたいと思います。いかがでしょうか。

議 長 (田之畑)

教育長。

教育長 (金 久)

お答えいたします。

助成金は奨学生のことだと教育委員会としては捉えているところであり、奨学生についてお答えさせていただきます。

奨学生は、学習意欲のある学生が経済的な理由で進学を諦めることがないように支援する制度であり、貸与型と給付型がございます。貸与型の奨学生につきましては、奨学生が借りているお金であるため、返済義務があります。一方、給付型の奨学生につきましては、基本的には返済義務は生じません。また、奨学生には国や都道府県及び市町村が行政施策として行う公的奨学生と、社団法人や各種学校法人等が独自に設定している民間奨学生がございます。本町では、高校生に対し、月額1万5,000円、専門学校生、短大生及び大学生に対し月額3万円を貸与しており、令和6年度におきましては、高校生3人、専門学校生2人、短大生2人、大学生9人の計16人に510万円の奨学生を貸与したところでございます。

奨学生には、学費や生活費を補ったり、通学の選択肢が増えたりするメリットはございますが、貸与型の場合は、卒業後に返済義務が生じたり、借り過ぎると将来の負担が大きくなったりするデメリットもございます。教育委員会としましては、借り過ぎると奨学生の卒業後の負担が大きくなることに配慮し、現時点におきましては、奨

会議の経過

学金の引上げを考えていないところでございます。

以上でございます。

議長（田之畑）

9番 宮地議員。

9番（宮地）

高校生に対する授業料の助成が全国的に始まるということになれば、高校生への奨学金の資金は大学生のほうに回せるんじゃないかとも思うわけです。最近よく新聞報道でも大学生などが奨学金を借りて、返済するためにアルバイトに追われて、学業どころではないという非常に貧しい日本の教育の実態が新聞でもよく報道される残念な状況があります。ぜひ、本町もそうした状況を見ながら、できれば、返済の必要のない奨学金などを新たに創設するとか、そういう方向を教育委員会でも、ぜひ議論を始めたらどうかなど、そういうふうに思っているところです。

3番目の最後のコミュニティ広場の管理について、質問をいたします。

私も豊栄のコミュニティ広場、あそこは何の制度ででしたかね、遊具がいろいろと置いてありますので、子供たちがよく遊んでおります。特に土日は子供たちがたくさんそこで遊んでもると、走り回ってると、なかなか気分のよい思いをしているわけですけれども、ここのコミュニティ広場についての管理、行政上は何課がこの管理をやっているのか。コミュニティ広場の管理というのはどうなっているのか。宝くじか何かの資金で遊具をそろえたようなことも書いてあったような気がするんですが、その管理は日常的には、どうなっているのかをまず聞きたいと思います。

議長（田之畑）

町長。

町長（宮原）

お答えします。

コミュニティ広場内の公衆トイレにつきましては、令和7年4月1日に町内の就労継続支援B型事業者でございます、一般社団法人ワークランドと令和7年度にコミュニティ広場公衆トイレ清掃業務委託の契約を締結しております。契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなっており、契約金額は20万7,900円でございます。業務委託の内容は、週に2回、トイレ清掃を実施することとしており、状況を見て、トイレットペーパーの補充や施設に異常があれば連絡をもらうなどの対応をお願いしております。

業務内容につきましては、毎月実施報告をすることとしており、清掃状況の写真や報告事項などをまとめたものを提出していただいております。

また、コミュニティ広場内の除草作業等につきましては、東串良町シルバー人材センターと公有財産下刈り作業等業務委託の契約を締結しております。

会議の経過

作業内容については、広場除草、トイレ前除草、広場周辺の除草、ルピナス労働除草、コミュニティ広場周辺剪定となっており、昨年度の実績では、4月から翌年1月までの間に14回作業をしていただいております。

以上でございます。

議長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

次に2番目に入りますが、多目的トイレが、私はこの前も行ってみましたが、鍵がかかって、そしてビニールテープがばっちり貼ってあって、使用中止となっているんですよね。ここはどうなってるのかということで、利用者の話を聞いたらもう1か月ぐらい前からそんな状況だと。町長の答弁を聞くと、ワークランド、毎月報告があると聞いてますけれども、週2回しか訪問していない。これ全然当てにならんと、このワークランドさんは。どこの会社か。町内なのかどうかよく分かりませんが。どういう状況で使用ができなくなったのかという実態については、全くその利用者の皆さんに聞いても分からんと。何か利用している子供たちや、あるいは利用者が水が止まらんようになったみたいだとか、いろいろあるんですが、最近は障がい者用のトイレという表現じゃなくて、多目的トイレとか、あるいは多機能トイレとかいう表現が使われているようです。そしてインターネットで見ますと、そういう設計業者とか、あるいは建設業者のネットを見ても、トイレというのは人間の尊厳を守るところだと。だからそれぐらいやっぱり一定の尽力もかけて維持し、管理していく必要があるということにつながると思うんですね。ぜひ、その辺も含めて担当課がどこかというのにはっきり分かりませんでしたが、担当者の部会などで大いに知恵を出し合って、管理をする業者ともよく話し合って、20万7,000円も出してるわけですから、しかも週2回実際に足を運ぶのかどうか分かりませんが、毎月報告もいただいているということであれば、その辺の管理の使用中止を直ちに解除して、子供たちがおむつの交換もできるスペースが、多分その中には、そこを開けられませんから中を見れませんけれども、その中には含まれているはずですので、直ちに連絡を取って管理を当たり前にやってもらうということについての考え方を聞いておきます。

議長（田之畑）

町長。

町長（宮 原）

お答えします。

あそこは企画課が一応管理しておりますので、企画課のほうに御連絡いただくようにお願いいたします。

使用中止となっているトイレにつきましては、今年の4月末に利用者からトイレの

会議の経過

水の流れが悪いとの連絡を企画課のほうにありまして、連絡を受けたときに職員が現場の確認を行いましたが、トイレの水を試しに流してみたところ、流水量が少なく、タンクからの水漏れもありました。そこで水道設備の工事等ができる町内の事業者に対応を依頼しましたところ、タンクは取替えが必要で、特殊な部品を使用していることから、メーカーに問い合わせて確認を行うとの連絡がございました。メーカーへの問合せの結果は、今回のトイレ修繕につきましては、先に相談した事業者では取り扱うことが困難であり、令和元年度に、コミュニティ広場トイレ新築工事を請け負った建設業者にお願いすべきとの回答がございました。

このことから、コミュニティ広場トイレ新築工事を行った吉留組に現在対応を依頼しているところでございます。なお、再使用のめどは6月6日、明日の予定になっております。

以上でございます。

議長（田之畠）

9番 宮地議員。

9番（宮地）

ただいまの答弁で、いよいよ直ちに手がつけられるということでございましたので、以上で、私の質問を終わります。

議長（田之畠）

次に、2番 小川香織議員の発言を許します。

2番 小川議員。

2番（小川）

令和7年度第2回の一般質問通告に従いまして、5項目の質問をさせていただきたいたいと思います。

まず初めに、町民の交通手段についてお伺いします。

同僚議員からも、これまで議会の質問項目で同様の質問や訴えがあったと思います。令和5年度から見れば、1年に2回以上は各議員から関連する質問通告があります。それほど住民による关心の高い事案であることがうかがえます。令和6年度第1回議会での同僚議員の質疑・答弁の中に、交通弱者対策について、令和6年度に法定協議会で交通計画を作成し、協議・承認の上、国の補助金申請を行う。採択されてから実際に乗合い制度がスタートするのは、令和7年度と位置づけているとありました。福祉バスを含め、交通手段について、町としてどのように進めていくのか。

また、免許返納後の支援と児童を含む交通の支援について、併せて質問いたします。

議長（田之畠）

町長。

会議の経過

町長（宮原）

お答えします。

人口減少や自動車社会の進展により、地域公共交通は利用者の落ち込みに加え、公共交通の担い手不足などにより、大変厳しい状況に置かれています。国においては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を一部改正し、地方公共団体による地域公共交通計画の作成を求めるとともに、自治体、交通事業者、地域の多様な主体等の地域の関係者の連携協働により、地域公共交通ネットワークを再構築することを進めています。

こうした中、本町にとって望ましい維持可能な公共交通ネットワークを構築することを目的といたしまして、令和7年3月に地域公共交通の基本計画であります東串良町地域公共交通計画を策定いたしました。本計画策定時点での本町における公共交通は、路線バス、一般乗合タクシー、バス廃止路線代替タクシー運行事業となっております。路線バスは、隣接自治体を結ぶ路線ですが、バス停から400メートル圏域を公共交通利用可能圏域とした場合、町全体のカバー率は24.1%と低く、多くの町民がバスを利用しづらい状況にあります。

一般乗合タクシーにつきましては、町内のタクシー事業者は1社のみではあります、町のほぼ全域がタクシー事業所から5キロ圏域に位置しております。

路線バスの廃止区間においては、バス廃止路線代替タクシー運行事業を実施しておりますが、利用対象者が限定されている状況にございます。

こうした状況を踏まえ、本計画では、基本方針に町の現状と将来に対応した公共交通サービスを目標に、町内移動を担う公共交通サービスの提供を掲げております。

具体的な施策は、運転免許証を持たない高齢者等の生活を支える町内の移動手段としてデマンド交通の導入を図っていくものでございます。このデマンド交通とは、運行ルートや時刻を定めず、予約がある場合のみ、決められたエリア内を運行する公共交通を言います。デマンド交通の導入に当たっての基本的な考え方は、次のようになっております。

まず、役割ですが、町内の移動手段としての役割を担い、幹線路線バスを補完すること、利用者の自宅付近から幹線や交通結節点、町内の拠点にアクセスすること、次に運行内容ですが、利用者は事前に電話やスマートフォンを使用して予約を行い、決められた町内の目的地まで自宅付近から出かけることができること、利用者の希望に応じ運行するオンデマンド運行のほか、運行の目安時刻を設定することも検討すること、持続可能な運行するために一定の利用者負担を求めつつ、誰にでも分かりやすい運賃体系とすること、そのほかに既存の交通事業者が運行業務を担うことを基本としつつ、地域の実情に応じて町民等が車両の運転を担う可能性についても検討すること、なお、デマンド交通の導入の実施スケジュールにつきましては、令和7年度から令和8年度にかけて、検討、調整、実証運行を行い、令和9年度の本格運行を目標としております。

地域公共交通の充実は、町民の生活の質を向上させるために重要な課題です。今後

会議の経過

とも地域公共交通の利便性向上に努めてまいりたいと考えております。

訂正いたします。

先ほど一般乗合タクシーと言いましたが、一般乗用タクシーのことでした。すみません、訂正をお願いします。

議長（田之畑）

2番 小川議員。

2番（小川）

答弁ありがとうございます。

少し聞き取りにくかったので、もう一度お伺いしたいんですけども、答弁の途中にあった運転免許証を持っていない町民全員対象ということで、オンデマンド交通のほうで説明をされましたでしょうか。それとも運転免許を持っていない高齢者を対象にオンデマンド交通について説明をしていただいたでしょうか。

議長（田之畑）

企画課長。

企画課長（浜屋）

申し訳ございません。先ほどの質問事項をお願いします。

議長（田之畑）

2番 小川議員。

2番（小川）

今先ほど町長の答弁の中に運転免許を持っていないという内容の説明がありました
が、その運転免許を持っていないという後半に続く内容、高齢者なのか、町民全体
という形で対象としているのかという、最後の対象に当たる詳細な事項について、再度
お答えいただけたらと思います。

議長（田之畑）

町長。

町長（宮原）

議員おっしゃる免許証を持たない高齢者等の生活を支える町内の移動手段として、
これはもう返納者も含めてですけれども、デマンド交通の導入を図っていくものでござります。

以上でございます。

会議の経過

議長（田之畑）

2番 小川議員。

2番（小川）

ありがとうございます。運転免許証を持っていない、また返納されている高齢者ということでお伺いしたので、それを踏まえて質問を続けさせていただきます。

まず、交通弱者という対象を町はどのように想定されていらっしゃいますでしょうか。高齢者のみなのか、質問通告にもありました児童含む交通の支援と今回、通告させていただいているが、児童についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（田之畑）

町長。

町長（宮原）

交通弱者とは、やっぱりあくまでも高齢者が対象という考え方でございます。

議長（田之畑）

2番 小川議員。

2番（小川）

交通弱者というのはあくまでも高齢者を対象ということでした。しかし、運転免許証を持っていない方に関して、先ほど答弁がありましたように公共交通の整備計画のほうを検討していくということで、高齢者に対象を限定するのではなく、いかなる理由も様々あると思うんですけども、免許証を持つことができない、また運転に不安がある方を対象にこういった交通事業については進める必要があると思いますし、その対策を講じる責任が町にはあるのではないかなど思いますが、その点については、町長いかがでしょうか。

議長（田之畑）

町長。

町長（宮原）

議員おっしゃる高齢者だけでなく、運転の難しい方々というか、そういう方を含めて皆さんそうですが、持たない方も含めてですけれども、とにかく交通に支障を来している方々についても対象ということでございます。

議長（田之畑）

2番 小川議員。

会議の経過

2 番（小川）

今の答弁でしたら高齢者に限局するというわけではないという形で受け止めて、次に進めさせていただきます。

なぜ、そのような質問をしたかというと、前に暮らしに役立つ買物支援サービスという形で県のほうからパンフレットをいただき、大隅半島の市町村における支援関連策としていろいろな様々な交通に関する事業のほうが載っており、やはり市町村によつては高齢者だけではなく、様々な方、免許証を持っていない子供も含めて、児童を対象にした施策の支援のほうがされておりますので、本町にも高齢者に限局するのではなく、広域的に多様性を考えた事業の展開をお願いしたく、このように質問させていただきました。

また、先ほど答弁いただきました令和7年にということでしたけれども、今回の答弁では、令和7年から8年に計画して、本格的に運転をするのが令和9年ということで、あと3年後ですかね、なかなか長いスパンで事業は進んでいくというのは存じておりますが、やはり今、交通に関しても不安を持っている方がたくさんいらっしゃいます。その方たちに対して、どのように町は早期に課題を解決していくか考える必要があるのかなと思っています。

東串良の高齢化率、2020年の国勢調査でどの程度かお分かりでしょうか。36.7%と表示がありました。これは全国平均の28.6%を上回っており、人口減少とともに今後も東串良で高齢化が進んでいることを表しているのだと思います。

また、2040年、高齢化の東串良における構成比39.8%になると推測されており、ますます高齢化に対する課題というのが増えていくと思いますので、早期にこのような課題に対する対策を敷いていかないといけないのかなと思っております。

免許返納は65歳からになっております。病気や高齢などの身体機能の低下などを理由に自動的に返納しています。本町で免許返納はどの程度あるかお分かりでしょうか。

議長（田之畑）

総務課長。

総務課長（中島）

お答えいたします。

議員今のお尋ねの件ですけれども、はっきりとした件数は今資料を持ち合わせておりませんので答弁はできませんが、毎年返納される方はいらっしゃいます。肝付警察署交通課とも以前協議をして、そのような方には1回限りですけれども、1万円のタクシー券、または1万円の商品券、そういうのを提供して運転に不安がある方は返納を促しているというのが現状であります。毎年若干ずつはございます。正確な数値は先ほど申し上げましたとおり持ち合わせておりませんので、また後ほど御連絡させていただきます。

以上でございます。

会議の経過

議長（田之畑）

2番 小川議員。

2番（小川）

今お答えになりました返納率については、今すぐに答弁することはできないということでしたが、把握のほうはされていらっしゃいますでしょうか。先ほど言った本町における公共事業計画に関して、様々な計画のほうが町長より答弁ありましたが、その事業については、今どれだけ高齢者の方、また免許のほうを持っていらっしゃらない子供さんから成人、大人の方まで数としてどれくらいいるのか、その人数というか、ニーズと数に応じてこのような事業展開をし、そういった課題に対して解決をしていくという計画の下、予算も今後出されていくのかなとは思うんですけども、どのように本町の公共施設、課題について考えられていらっしゃいますでしょうか。

質問の趣旨がよく分からなかったのかなと思うので、もう一度言います。

計画を立てる際、課題を必ず原因があって、その原因が把握されている中で事業展開、計画のほうを私たち議員であったり、町民のほうにも伝えていくと思うんですけども、実際どの程度の人口、ニーズ、そういったものがあるって、このような交通弱者等に対する支援の事業を述べられたのでしょうか。当然把握されていると思いますが、もしよろしければお答えいただけたらと思います。

議長（田之畑）

企画課長。

企画課長（浜屋）

先ほど町長が答弁しました令和7年3月に策定いたしました東串良町地域公共交通計画の策定に当たりましては、住民へのアンケート、それからバス等を利用する高校生、そして民生委員等に対してアンケートを協力していただいております。その中で住民アンケートについては、なるべく年齢の高い方を対象に1,200ほどアンケートを取りまして、その内容の中で住民の意向調査等をさせていただいております。回答していただいた方の中には、まだ免許証を保有しているという話もあったんですけども、ただ行く行く免許を返納した際の移動手段ということに対して不安を抱えているという回答をされている方が大体2割ほどいらっしゃいました。また、町の公共交通に対する町民の考え方としては、町の財政負担の在り方に対しては、財政負担を増やしても公共交通サービスを充実させ、利便性の高い移動環境を提供すべきと、また現状の財政負担を維持し、可能な範囲で現状の公共交通サービスを継続すべきという回答をされた方がおよそ70%となっております。

また、今後の町に必要だと思う公共交通のサービスについては、自宅近くから町内の目的地に直接行くことができる移動手段を整備すべきという回答された方が52%町内の目的地間を周遊できる移動手段を整備すべきと回答された方が43.9%とな

会 議 の 経 過

っております。いずれにしても、町内での移動手段に対して、今後不安を覚えているという方の部分がこのアンケート調査によって分かっているところです。

それと先ほどの自動車運転免許証返納者数についてなんですが、65歳以上の免許保有率ですが、現在令和6年度時点では68.3%となっております。また、それに合わせて免許を返納された方については、令和4年度が36人、令和5年度が36人、令和6年度が23人となっております。

以上です。

議 長（田之畠）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

詳しい説明をありがとうございます。住民アンケートの実施であつたりとか、その内容については、私も拝見させていただきました。その中でやはり今おっしゃったように70%、かなり多くの方が財政負担が大きくなつて、またもちろん維持しながらという形で公共整備の実施であつたりとか、協議を望まれているということが分かります。

先ほども言ったように63.7%、65歳以上の運転免許証の所得をされてる方の割合のほうを説明いただきました。また返納に関する人数のほうも答弁いただきましたが、返納率は多いと思いますか、少ないと思いますか。もし多い、少ないに関して、少ないということであれば、なぜ少ないかという理由に関して、町のほうではどのようにお考えでしょうか。

議 長（田之畠）

町長。

町 長（宮 原）

私は、返納する方は少ないと思っております。やっぱりこの田舎は車が足というか、買物とか用事とか病院とかそういうのがもう自分で動ける間は車を運転したいという願望があると思いますので、だから割合としては返納率は低いと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畠）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

そうですね、やはり免許返納をしたいなと思われる方、まだ多々いらっしゃると思うんですけども、どうしても町の公共整備について不安があつたりとか、行きたいところに行けない、ニーズがまだ満たされてないということで、運転には自信がない

会 議 の 経 過

けれど、免許を返すというところまではできないんだという方がいらっしゃると思います。

つまりやはりこれまでほかの同僚議員もおっしゃっていましたけれども、公共整備の充実に関しては、できるだけ、もちろん慎重に話、協議をしないといけないんですけども、早急に皆さん、町民の不安を解決するような取組をしていただきたいなと思います。私ほうでも返納について、返納したいけど、運転に自信がないと。目もちょっと悪くなったり、すぐに反応できないから返納したいけど、生活が困る。また年齢が高くても仕事をされている方がいらっしゃいます。そういう場合に、仕事に行けなくなって収入が制限されてしまうと。また、町内、病院がないんですよね。もちろんあるところはあるんですけども、例えば眼科とか、いろいろなその方特有の疾病に関して、必要な病院というのが鹿屋市内とか、県外とかそういったものでどうしても町内の充実が図られても免許証のほうを返納することができない、考えてしまうと。あと、家族が近くにいなくて頼める人がいない、近くの人に頼めてやっぱり申し訳なくて言いづらいとか、そういう場合に、お話をしてくださいた方に、今後自分が年を取っていくて、運転ができなくなった場合、病院にも行けない、いろいろなことが制限されて生きる意欲が低下してしまいそうだという不安の声が寄せられたんですね。今おっしゃったように町内の交通に対して、今後計画をもって協議していくということでしたが、実際病院とか、そういうものに関して必要な事案になりますので大隅半島全土でそういう部分も一緒に協力して町内は町内、病院も含めた皆さんのニーズですよね、どういったときに必要なのか、何があって返納ができないのかなども聞き取りを行いながら、この事業を進めていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（浜 屋）

先ほど小川議員のほうから大隅圏域に広げて考えてほしいということでしたが、策定の段階でデマンド交通については、あくまで町内移動の、例えばバスにつなぐための幹線につなぐまでの移動ですとか、そういうことになっていますので、今の段階では、東串良町内の移動の課題を解決していくための手段としてデマンド交通を考えているところです。広域的な取組については、また今後の検討課題として捉えさせていただきたいと思います。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

会議の経過

交通手段について先ほど課長のほうが答弁いただきました。町内、町外を含めて、ぜひ困っている方の不安をより早く解決されるように取り組んでいただきたいなと思います。また、交通手段のほうが充実することで、先ほどの別の同僚議員も防災ということを言われておりました。つまり交通手段がないということは、有事の際に逃げる手段というのがやはり制限されてくるということにもなります。そういう面も含めて様々な視点から、交通事業のほうを検討していただきたいと思い、次の質問にいきたいと思います。

次は給食の現状についてお伺いいたします。

学校給食の無償化の実現を求める声、全国で出ており、2023年度時点では文部科学省の調査によると、1,794自治体中722自治体が何らかの形で給食費無償化を実施しています。目的としては、子育て支援であり、少子化対策や定住促進、食育促進などが挙げられておりました。2024年4月、東京都23区では、全ての公立小中学校で給食無償化が実施されています。このような説明は、これまでもしてきたと思います。これらを含めて質問の物価高騰に伴う給食事業への影響と工夫について尋ねたいと思います。

議長（田之畑）

教育長。

教育長（金久）

お答えいたします。

昨年2月16日に開催されました令和5年度第2回学校給食共同調理場運営委員会におきまして、幼稚園及び小中学校の学校給食費を令和6年4月以降、それぞれ700円値上げし、幼稚園を月額4,000円、小学校月額4,700円、中学校月額5,200円と決定されたところでございます。その後も物価高騰が続き、学校給食の質を維持するためには、学校給食費を値上げせざるを得ない状況となり、本年2月14日に開催されました令和6年度第2回学校給食共同調理場運営委員会におきまして、幼稚園及び小中学校の学校給食費を本年7月以降、それぞれ800円値上げし、幼稚園は月額4,800円、小学校月額5,500円、中学校月額6,000円と決定されたところでございます。

町としましては、本年7月以降の値上げ800円分につきましても補助することとしており、学校給食費の値上げによる保護者負担一律1,000円に変更はございません。教育委員会としましては、今後とも学校給食の献立を工夫するなど、学校給食の質を維持するとともに、安全安心な学校給食に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（田之畑）

2番 小川議員。

会議の経過

2 番 (小川)

答弁ありがとうございます。私のほうで2番の給食費の無償化についての考え方も併せて述べてしまったので、今1番と2番を答えていただいたと思います。ありがとうございます。

今の答弁の中でやはり物価高騰に伴い、給食費にかかる費用が高騰していると。それに伴い、8月以降に食費のほうが値上がりするけれども、値上がりした分についても町のほうで負担してくださるということでお伺いいたしました。

また、その工夫としては献立の工夫ということですが、その献立の工夫、具体的にどのような内容でしょうか。よく最近、学校給食の質の低下ということで、どうしても予算的に献立の工夫によって、通常であれば、5つの野菜を使うところが2つになってしまったりとか、簡略化して子供たちの栄養面であったりとか、そういうものが懸念される事例が多々起きているとお聞きいたします。本町の場合では、どのようにされていらっしゃいますでしょうか。もちろん工夫といつても、もう全てのお金というか、価格が高騰しておりますので、ガス・水道を含めてなかなか工夫しづらい。なので、この金額が上がるというのも分かるんですけども、今後もやはり子供たちの栄養面、扱う食品の種類などを減らさずにそのような形で食事の提供、給食を提供していただけるのかどうかお伺いいたします。

議長（田之畑）

教育長。

教育長（金久）

大切なのは学校給食の質を低下させないことだと認識しているところであります。学校給食は、児童生徒が不足する3分の1の栄養摂取ができると一般的にはされているところでございます。米、それから調味料等、値上げが高騰しておりますが、学校給食共同調理場におきましては、鶏のもも肉を鶏の胸肉に変えたり、それからデザートやジャムの回数を少し減らしたりしながら、学校給食の質を落とさない取組をしているところでございます。

以上でございます。

議長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番 (小川)

今答弁いただいたように、やはり食費を削減するには、本当に大変な苦労が、これまでしなくともいい苦労が職員の方であったり、当局のほうに課せられると思い、頭が下がる思いです。私も、もちろん学校給食とは関係ないんですけども、経営のお話をされる場所で、食費についてやはり軽減できないかということで、野菜を減らそう、

会議の経過

食費について少し価格の落ちるものを使おうとか、そうすると全体的に提供する食の低下が行われて、例えば健康面とか、子供たちは特に食べ盛りで成長盛りなので、そういう部分に懸念が起きる事態がありますし、これまでもほかの学校で、そういう給食の写真を撮られて、このような食事を子供たちが食べていますと、問題ではないでしょうかというような内容の討論というか、お話しもあるようだったので、本町でもできる限り、町長の御協力というか、御理解をいただきながら、子供たちには必要な栄養、そして高騰がもちろん厳しいのは存じておりますが、できるだけ質のよい食事の提供をお願いしたいと思い、次の質問に移りたいと思います。

次に、アレルギー対応についてお尋ねいたします。

対象児童の主食・副食について、全て学校が対応しているか、保護者負担はないか尋ねます。

議長（田之畑）

教育長。

教育長（金久）

お答えいたします。

学校給食における食物アレルギーにつきましては、文部科学省監修の下、公益財団法人日本学校保健会が発行した学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドラインに基づいて対応することとされています。学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方は、全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ楽しんで過ごせるようにすることだと認識しております。教育委員会としましては、安全性を最優先し、食物アレルギーの児童生徒を受け持つ担任のみならず、全ての教職員、調理員及び教育委員会職員等が相互に連携し、当事者としての意識と共通認識を強く持って組織的に対応することが不可欠であることから、アレルギー対応マニュアルを策定し、対応しているところでございます。

なお、食物アレルギー対応食の必要な児童生徒につきましては、医師の診断による学校生活管理指導表の提出を必須としているところでございます。学校生活管理指導表を提出された6人の児童生徒に対して、食物アレルギー対応食を提供しているところであり、現時点におきましては保護者の負担はございません。

教育委員会としましては、今後とも安全性確保のため、給食を提供するかしないかを含め、原因食物の完全除去対応、また過度に複雑な対応は行わないことなどを食物アレルギー対応の原則として取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（田之畑）

2番 小川議員。

2番（小川）

会 議 の 経 過

ありがとうございます。以前、食物アレルギーについて保護者の方からお弁当を持っていくようなお話を聞いたことがあったんですね。もちろんずっと前なんですが、今は本町では、そういった保護者がアレルギーによって学校で対応できない分について、保護者に持ってきてもらうとか、そういったものは特にされておらず、全て給食のほうで対応しているということでおろしいでしょうか。すみません、再度確認です。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

基本的には、一番大事なのは児童生徒の安全性を優先するということが大事であり、完全除去食等で対応できない場合につきましては、そのアレルゲンのある食物が入っている場合については、保護者対応をお願いする場合もございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

もちろん安全に対してもアレルギーを抱えていらっしゃるお子様が少し多くなってきているというようなお話を聞きます。本町に関しては多くなっているかというデータのほうは確認していないので、こちらのほうで差し控えさせていただくんですけども、やはりどうしても学校でできない部分に対しては保護者の方にお願いするということでした。全国でも無償化が進んでいる中で、アレルギーにより提供された食事に注意が必要なケースがあり、保護者負担でお願いしているところが多くあるようです。その際、やはり給食費の無償化、本町では一部負担ということで、今後も変わらないということでしたが、一部負担に対してもやはり学校給食相当額が補助金として、そういったアレルギーを抱えていらっしゃるお子様の保護者の方が一部負担をすれば公平にサービスというか、支援のほうが受けられないのではないかということで、自治体によっては、そういった保護者の経済的負担軽減を目的として一部補助事業を行っているところがあります。食物アレルギーなど、やむを得ない事情により、学校給食の代わりに家庭からお弁当を持参している児童や生徒の保護者に対して、公平性を図り、経済的負担を軽減するための目的だそうです。本町でもやはりアレルギーに関してはもうどうすることもできない大切な課題なので、その課題に対処してくださる保護者に関して、やはり何らかの協議というか、もちろん今後、今までそういうものがあったと思うんですけども、私のほうでもそこまで考えが至らず、今まで議題として上げてこなかったのですが、今後そういったお子様が多くなってきたり、物価高騰でアレルギー食を準備される保護者様の負担も考えて、今後検討していただきたいなと思うんですけども、どのようにお考えかお尋ねいたします。

会議の経過

議長（田之畑）

教育長。

教育長（金久）

食物アレルギーがあり、学校給食を食することができない児童生徒が全国的には存在すると認識しております。それらの児童につきましては、給食費を徴することは、よくないことだと思っているところであります。給食を食している以上は、何らかの形でその保護者が負担をするというのは大事なことであり、今議員がおっしゃったことにつきましては、今後少し研究をしてまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

議長（田之畑）

2番 小川議員。

2番（小川）

今後協議していただけたらと思います。やはり保護者会ではないんですけど、ある子供さんを抱えているお母様たちの課題として、アレルギーを持っている子供がいると。町のほうとしては、そういうた給食費の負担軽減という形で補助のほうをいただいているけど、自分の場合はアレルギーの項目が多いから、どうしてもお弁当を持っていかないといけないと。お弁当を作るのは大変だけど、子供のためにはそういった労力は惜しまないけれども、やはり経済的負担を考えたときに、ほかの自治体でもそのような取組をしていて公平性を考えた中で、そういうた自治体が増えるといいなというのを他自治体なんですかけれども、お伺いしたときに、本町ではどのような形でされていたかなという、そういうた思いから今回質問させていただきました。また今後、そういうた協議をする場がありましたら、検討していただけたらと思います。

次の質間に移りたいと思います。

次は、物価高騰に対する支援についてお伺いいたします。

物価高騰に対する本年度の町の支援と商品券等の発行等があるか尋ねます。

議長（田之畑）

町長。

町長（宮原）

お答えいたします。

物価高騰に対する支援策については、町といたしましてもその必要性を強く認識しております。物価の上昇は町民の皆様の日常生活に直接的な影響を及ぼしており、特に生活費中心の価格上昇は大きな負担となっております。今般、令和7年度一般会計予備費の使用が閣議決定され、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業

会議の経過

メニューとして本町の交付限度額は583万8,000円と示されております。国からは、交付対象事業の基本的な考え方をいたしまして、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的として事業として、地域の実情に応じた取組の検討を進めるよう、お知らせが来ております。必要な支援策を検討し、より効果的な支援を実現したいと考えております。

次に、商品券の発行についてですが、令和6年度は物価高騰支援対策をいたしまして、プレミアム付商品券を発行する事業を実施いたしました。この支援策は、国からの交付金を活用して事業を行いました。今後、国において秋の臨時国会で、経済対策の補正予算が組まれるものと思われますので、国が打ち出す物価高騰支援対策を注視しながら検討したいと思っております。

以上でございます。

議長（田之畑）

2番 小川議員。

2番（小川）

物価高騰に対する経済的負担ですね、年々増加しているような気がします。総務省統計局の家計調査、家計収支編によると、2025年3月における4人家族の平均的な食費10万162円に対し、2023年の同月は8万8,233円だったので2年で1万8,624円の増加になっているということでした。ただ、これは食費に関するものだけですね。また、物価上昇が家計の支出に与える影響ということで、総務省消費者物価指数よりみずほリサーチ＆テクノロジーズ作成のコアCPIを見てみると、2025年度のコアCPI前年比伸び率は2.4%プラスと予測し、今後の見通しを踏まえた家計の支出増額を金額で試算すると、2025年は大体8万円から7万円の家計による負担が増額されていると言われております。

このような中で、今おっしゃったように537万8,000円の補助金というか、国の決定額をどのように町として皆さん、町民の方に分配していくのか、どのような形で少しでもこういった経済負担を軽減していくのかというのを協議するのはとても大変だと思いますが、やはり収入ですね、町民一人一人の収入も増えない中で、早期にこのような課題を解決しないと、どうしても健康面であったりとか、生命を含め、大きな問題に直結すると思います。そのため、商品券、秋の国会のということだったんですけども、秋で間に合うのかどうかを含めて、町としてどのように考えているか、再度お聞きいたします。

議長（田之畑）

町長。

町長（宮原）

お答えいたします。

会議の経過

今のところ、町単独での商品券発行事業は考えておりませんが、国の今後の動向次第では、商品券のプレミアム率や発行枚数、財源等の検討が必要であると一応考えております。

以上でございます。

議長（田之畑）

2番 小川議員。

2番（小川）

商品券の発行というのが財源を伴うので、なかなか国の支援のほうがないと難しいとは思います。国民年金を頂いている方々、2025年4月分から少し増額するというお話を受けております。6月から振込されるということでしたが、どの程度増額されるか、町としては御存じでしょうか。

議長（田之畑）

住民課長。

住民課長（有嶋）

お答えいたします。

今資料を持ち合わせておりません。大変申し訳ございません。

議長（田之畑）

2番 小川議員。

2番（小川）

大体国民年金についてなんですが、もちろんその収入とか、いろいろな段階があるとは思うんですけども、厚生労働省の一部増額の例として、満額受給額月6万9,308円の方は、大体1,308円増額されていると。総収入のもともと年金を受ける前が546万円くらい所得があった方に関しては、月4,412円増額して年金が払われるということで表示がありました。しかし、先ほど言ったコアCPIを含め、家計の負担というのは、どうしても金額が1,308円、また4,412円以上上回っております。お金がないと食物も制限されたりとか、病院に行く回数も減ったりとか外出をする機会も減ったりとか、本当に命に関連する大きな問題となります。町としては、予算がなければこういったものに対処できないと思いますが、今後高齢化を含め、物価高騰も含めて、町として大きな問題になると思いますので、この点について、どのような形で一人一人の収入を上げていくのか。公共交通事業についてもですけれども、全体的なこれからの中串良を考えて、こういった物価高騰に関する支援等々を考えていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

会議の経過

議長（田之畑）

町長。

町長（宮原）

さっきも答えた繰り返しになりますが、国の動向を見ながら総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（田之畑）

2番 小川議員。

2番（小川）

よろしくお願いします。

次に、防災について質問したいと思います。

防災会議を含め、本年度の計画としてどのような計画を持っているか。また、どのような想定を持ち、今後計画していくか。特に自助に対してどのように考えているか尋ねます。

議長（田之畑）

町長。

町長（宮原）

お答えします。

防災会議につきましては、今年度9月頃開催を予定しております。防災会議につきましては、地域防災計画の修正に伴う協議や本町の危険箇所点検を実施する予定でございます。また、今年度の主立った防災活動は、9月中旬に明光園夜間総合防災訓練、10月24日に県石油コンビナート等総合防災訓練、11月8日に津波避難訓練、3月1日に火災防御訓練を実施計画しております。

この活動につきましては、南海トラフ巨大地震はもちろんのこと、そのほかの大規模災害に対する想定訓練となっております。防災無線や広報紙で周知をさせていただく予定でございます。そのことで地域住民の参加型訓練となり、かつ各地域の自主防災活動の一環となると考えております。

また、自助についてですが、以前もお話しさせていただきましたが、災害発生時には、行政が行う公助には限界がございます。自らの命は自ら守るという自助と、それと同じように、自分たちの地域は自分たちで守るという共助がとても重要でございます。町民一人一人の防災意識を高めていくことが必要であると考えております。

日頃から自分が住んでいる周辺の危険箇所の把握や災害に応じた避難経路の確認、自宅の耐震診断、家具・家電の置き方の工夫や転倒防止対策、そして防災グッズの準備、家族内で災害発生時の待ち合わせ場所の確認など、一人一人の防災意識を高めて

会議の経過

いただき、平常時から災害に対して備えることが重要でありますので、併せて可能な範囲で地域住民が協力し合う組織体制の構築も必要でございます。

自主防災組織の育成強化も重要であると思われますので、今後も防災訓練や防災教育等を実施し、より一層の防災意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小川）

今説明いただきました大規模災害に対する訓練のほうを実施されていらっしゃると。また防災教育、防災訓練に関しても力を入れられているというお話をしました。

では、大規模な災害、今おっしゃった内容で全てカバーできるのでしょうか。例えば、今回挙げさせていただいた自助に関して、公助には限界がある。それは分かります。では、自助にも限界があるのではないかと思う。その自助に限界があるところに関しては、自助ができるような形で行政としては、事業展開、そういういったものをしていく必要があるのではないかなど。これまで伝えておりましたけれども、今後また災害に対する不安という声が町民の方からも出ております。それに伴って、やはり町としてもそういう自助、自分でしてくださいという投げやりな発言ではなく、自助をきちんと整備できるように、公助としてどのような事業展開をするかという方向性を指示する必要があると思います。

例えば、よく県の地域防災推進員のことを言われるんですけども、本町としては、県の地域防災推進員の資格所得の支援などをやっていると思います。しかし、これは、数に限りがあるんですね。受講できる人数ですね。そこはちょっと私の見解と違うのであれば、説明いただきたいんですけど、どうでしょうか。

議長（田之畑）

総務課長。

総務課長（中島）

すみませんが、もう一度ちょっとゆっくり御発言いただけないでしょうか。ちょっと質問の要旨がよく理解できなかったんですが、お手数かけますがもう一回よろしくお願ひします。

議長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小川）

質問の内容が早いということでしたが、メモを取ってらっしゃいますでしょうか。

会 議 の 経 過

これまで答弁が長いとか、聞き取れなかつたということをお聞きしてですね、繰り返し説明させてもらつたんですけれども、何かこちらのほうから見ていたら、メモを取つてゐる、特に担当課で質問を受けている課長が、そういう姿勢が見受けられないなど感じております。もちろんメモを取りながら、それでも聞き取れなかつたということに関しては、私のほうでも改善しないといけないなとは思つてゐるんですけれども。私も長い説明などありますても、きちんとメモを取つて要点まとめて、質問のときに、それを踏まえて質問させていただきます。やはりもちろんメモを取つていらっしゃるとは思いますが、取つてますよね。そういう形でもう一度言つていただけたらと思います。

質問ですけど、防災について、どのような防災教育をされているかお答えください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

防災教育というのを今おっしゃいましたけれども、自主防災組織というのは、それぞれ各集落でつくつていただいておりますから、その中で自主防災組織の中でももちろん委員長がいらっしゃると思いますけれども、その中で机上の訓練というか、どこに80歳、90歳の方が全部把握していただいて、その中で一緒に避難もされますので、そのときに連れていくという、それしか行政としては、自主防災組織を対象とした行いしかなかなかできませんので、そういうことは理解していただきたいなと思っております。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（中 島）

先ほど町長が申し上げましたとおりでございますし、また先ほども若干触れさせていただきましたが、防災教育の一点になると思いますけれども、やっぱり自主防災組織ですね、やはりいざというときには、なかなか公助というの間に合わないケースが多うございます。先ほど議員より自助というふうに投げやりなということをおっしゃいましたけれども、投げやりではなくて、今までの全国的な災害が発生したときに、そういうところを総合的に判断したときに、やはり割合で申し上げますと、自助が7割、共助が2割、公助が1割ということがよく言われております。全てのケースがこれに当てはまるかどうか分かりませんが、全体的な流れとしてはそういう割合になつております、まずは何かあったときに自分の命は自分で守るという、まずはその態勢ですね、そこが大事であると。そしてまた共助、それから公助というふうに流れていくわけでございまして、先ほど訓練を行います。そういうことを積み重ねていくということも災害に対する意識向上も図れるのではないかというふうに思つてお

会議の経過

りますし、そういう形で町としても先ほど申し上げました防災訓練、本年度は4つ計画をいたしておりまして、それからまた、さきの振興会長会も開催されましたけれども、そこにおきましても防災に関する話をさせていただきました。それから、やはり津波が心配される柏原地区の方々からも、その辺りを危惧されて、どうすればいいだろうかという御質問もございました。その際には、やはり地域によっていろんなケースがあると思いますので、その際には総務課に危機管理係がございますので、職員もそちらのほうに出向かせていろいろと話をしてみましょうかとか、そういう活動も行っているところでございます。

以上でございます。

議長（田之畑）

2番 小川議員。

2番（小川）

答弁ありがとうございます。今おっしゃるように投げやりというわけではないということでおっしゃっていました。自助の割合についても大変大きな割合で災害時には発揮されるということでしたが、私がこれまでなぜそのような形で言うか。自助というのは、それぞれ違うんですよ、それぞれの自分を守るための方法を身につけてというような形で簡単に言われますが、それぞれが取得している知識というのが個人差があります。もちろん機会も人によっては与えられる機会が異なるように、そこを統一して、みんなで自分の命、それぞれの命を守ってくださいという形で、町のほうでおっしゃるのであれば、例えば鹿屋市、防災士の育成を含めた地域防災リーダー、地域防災サポートの養成講座のほうを行い、令和6年9月1日に開催し、それを受けた方に防災士や、また県の地域防災推進員の資格所得の支援を行い、防災の一般知識を少しでも多くの方に身につけていただき、未曾有の災害に対して、少しだけでもそれに対応するような力をつけていただきたいと。育成し、地域防災力の底上げも図ろうという形で取り組まれております。どうしても危機、もちろん専門の方が行政のほうにはいらっしゃるんですけども、お一人だと。そして行政のほうもそれ以外のお仕事もありますので、なかなか地域の防災力の底上げをするということに関しては、時間も人材も財源もですけど限りがあるということでしたら、少しでも多く地域の方が地域防災リーダー、防災サポートとして知識を身につけて、何か困ったことがあったときに地域で助けられるように一人一人の力を底上げするような事業の展開を考えていくべきだと思います。

また避難所に関してです。様々な老朽化が見られている中で、集会所の空調設備への補助というのも自治体のほうで行われています。各集会所、たくさんあります。そんなところに、もし御自分の家とか、こちらのほうに逃げてこれなかつた場合、大規模な災害を想定してどうしても使用できない方がいらっしゃった場合は、集会所にエアコンの設置を行っていただき、その補助を自治体のほうで行い、併せて防災対策にしているところもあります。このような形で本町でも検討していくべきだと思います

会議の経過

が、その点についてはいかがでしょうか。

議長（田之畑）

総務課長。

総務課長（中島）

御意見として承らせていただきます。

以上でございます。

議長（田之畑）

時間が来ました。

それでは、ここで暫時休憩します。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時10分

議長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番 西園貞美議員の発言を許します。

6番 西園議員。

6番（西園）

それでは、通告に従い、質問いたします。町長の簡単明瞭な答弁を期待したいと思います。

まず1番目、柏原海岸の清掃について。

何日ぐらいの間隔で清掃しているのか、尋ねたいと思います。

議長（田之畑）

町長。

町長（宮原）

お答えいたします。

まずは、住民課が行っている事業について御説明いたします。

県が実施する海岸漂着物地域対策事業補助金を活用して、シルバーリソースセンターと業務委託契約し、5月から12月までの8か月間肝属川河川部から大崎町境まで海岸を区画割りして作業しております。令和6年度実績では、週1回ほどのペースで月5回計画し、合計40回実施しております。また、令和6年度の実績でございますが、

会議の経過

柏原海岸付近を中心に各種団体、柏原・池之原校区地域コミュニティ協議会ほか8団体がボランティア活動で清掃活動を行いました。また、本年5月10日には柏原小学校全校児童による海岸の清掃活動が行われ、ボランティア清掃活動に御協力いただいた各団体の皆様には本当に感謝申し上げます。

次に、企画課が行っている事業について御説明いたします。

海岸清掃については、毎年公益財団法人鹿児島県シルバー人材センター連合会と業務委託契約をしておりまして、柏原海岸及びその周辺の清掃作業を年24回実施しております。

委託内容は、町が保有するビーチクリーナーを使用しての漂着物の除去、ビーチクリーナーで除去できない漂着物については、手作業で除去、町が保有するスライドモア及び乗用刈取機による除草作業となっております。令和6年度は、ビーチクリーナーを使用しての作業は4回となっております。また、防災拠点道路及び防災道路1号線から5号線については、週に1回、MARUMARINEの職員がごみ拾いを実施しております。出退勤時も環境美化に気を配り、ごみがあるときは随時対応しております。引き続き、良好な景観及び海洋環境の保全を図ってまいります。

以上でございます。

議長（田之畑）

6番 西園議員。

6番（西園）

年8か月間、週1回という回答でございましたけれども、実は二、三日前にも海岸に行ってみました。そうしたら、ペットボトル、それから竹とか木、これが波打ち際から3メートルぐらいずっと漂着しておりました。これを取らんと上のほうばっかり取っても波打ち際から二、三メートルのところにずっと山野、上山野のほうまでありました。新しい漂着物と思ったんですけども、これを取らんとなかなかきれいにはならんと思うんですよね。鹿屋の荒平海岸、ここにも行ったら、ここはきれいでした。何もなかったです。聞いたら週1回そこも掃除をしているそうです。今、町長のほうから週1回清掃をしているよという話でしたけれども。柏原の北側の岸壁からできれば四、五百メートルぐらいは、毎週でもしたらきれいになると思うんですけども。安留から山野下、それから上山野下は、ちょっと遠いですけれども、できればあそこら辺も週1回続けてしてもらったらきれいになると思うんですけども、あそこは柏原海岸のいえば玄関口ですよね。ですから週に1回をめどに清掃していただきたいと思います。

それから2番目ですけれども、ビーチクリーナーの使用についてですけれども、前はよく見ておったんですけども、最近はビーチクリーナーに乗ってないがと思って、ビーチクリーナーはまだ使用できるんですかね、どうですか。

議長（田之畑）

会議の経過

町長。

町長（宮原）

ビーチクリーナーは、以前1回故障したんですが、その後ちゃんと整備されて動くようになっておりまして、ビーチクリーナーの使用につきましては、先ほど令和6年度実績で4回とお答えさせていただきましたが、これは次の理由がございまして、5月から10月にかけては、ウミガメの産卵を保護するために、ビーチクリーナーなどの機械、器具による清掃作業は行わないこととしておりまして、ウミガメの産卵期間を除いた11月から翌年の4月までの間の作業としているからでございます。

以上でございます。

議長（田之畠）

6番 西園議員。

6番（西園）

亀の産卵期間があるから見なかつたところですね、分かりました。

それから浜崖ですけれども、浜崖も前、質問したことがあったんですけれども、前からすればちょっとましになったのかなと思うんですけども、岸壁から際から50メートルぐらい沖まで、昔からそれは浜崖ですね、浸食されて、少なくなっていますよね、砂浜が。そのせいか、前はどこか7メートル、8メートル浜崖があつたんですけども、今、どこか三、四メートルかな、砂を持ち上げて斜めに砂が傾斜して前はちょっと真っすぐだったんですけども、斜めに傾斜してとか、今三、四メートルぐらいの浜崖です。前からちょっとましになったと思ったんですけども、何とか機会を見て、県、国のほうにも要望できないかと思って尋ねてみたいと思います。

議長（田之畠）

町長。

町長（宮原）

お答えします。

今、議員お尋ねの柏原海岸の区域につきましては、県の管理する一般公共海岸区域でございますが、台風が襲来するたびに浸食が進み、浜崖ができる状況でございます。このことから、志布志湾岸地域である志布志市、大崎町、東串良町、肝付町の1市3町で構成する志布志湾海岸保全連絡協議会で、海岸浸食の対策と整備について鹿児島県知事に対し、平成17年度から継続的に要望書を提出しているところでございます。

令和5年9月には、鹿児島県土木部河川課主導で海岸保全事業の情報共有を図り、効果的な対策を検討する志布志湾海岸保全対策検討協議会が沿岸の1市3町と鹿児島県や国土交通省及び有識者を委員として設置され、早速今年1月には大崎町との町境から、大崎町側へ延長120メートルにおいて、高さ1.5メートルから2メートル

会議の経過

の試行的養浜工事が完了しております。これは志布志市の安楽川と大崎町の菱田川の土砂約2,800立米を搬入し、敷地ならししたものでございます。

現在モニタリング調査中でございますが、今後も菱田川の除去した土砂に関し養浜材として活用が可能であるという結果が出ており、志布志湾沿岸に搬入する予定であると伺っております。

また、今後、本町といたしましても、美しい海岸線を取り戻せるよう、志布志湾海岸保全対策検討協議会で要望等を継続的に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（田之畠）

6番 西園議員。

6番（西園）

よろしくお願ひしたいと思います。

次に、防災用LED照明について。避難誘導灯ですけれども。この管理・点検はどうしているのか尋ねたいと思います。

議長（田之畠）

町長。

町長（宮原）

防災用LED照明についてお答えいたします。

管理点検の現状についてでございますが、防災用照明は非常時に確実に点灯して機能を果たすことが何よりも重要であり、適正な維持管理に努めているところでございます。現在、町内には避難誘導を目的としたLED照明灯が150基設置されており、点検は年に3回程度、職員が定期的に実施しております。

不点灯箇所については、確認次第、随時修繕を行っております。修繕の実績としては、令和2年度に9か所、令和3年度に7か所、令和4年度に3か所、令和5年度に10か所、令和6年度に8か所の修繕を実施しております。

現時点におきましては、不点灯の照明灯は16か所あります。内訳につきましては、道路沿いの14か所、下伊倉避難タワーの2か所であります。ただいま、専門業者と修繕についての打合せを行っている最中でございます。打合せ協議が調い次第、修繕を実施する予定となっております。

以上でございます。

議長（田之畠）

6番 西園議員。

6番（西園）

会議の経過

このLED点灯も前からすれば大分よくなつたと思うんですけども、今も何か所がついていないのがあってですね、これは前に聞いたときに、宮崎の業者にお願いしているということを聞いたんですけども、地元の業者にもできないものでしょうか、どうでしょうか。

議長（田之畑）

町長。

町長（宮原）

お答えします。

地元業者への管理・点検の依頼についてでございますが、現在の修理業者は先ほど議員おっしゃいました宮崎市内の業者であり、出張旅費等のコスト面から、一定数の修繕をまとめて対応する体制を取っております。地元の電気工事者への依頼の可能性についても検討を行いましたが、専門的な機械器具や技術を必要とすることから、現時点では対応が難しいとの回答をいただいております。

今後も費用対効果や迅速な対応体制の確保といった観点を踏まえながら、よりよい維持管理体制に努めてまいります。

以上でございます。

議長（田之畑）

6番 西園議員。

6番（西園）

この地元業者も電気なんだから普通できると思うんですよね、管理を。管理・点検からその業者に任せたら、職員の手間も要らないし、効率も上がると思うんですけども、どうでしょうか。できるんでしょうか。

議長（田之畑）

総務課長。

総務課長（中島）

お答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、地元業者を活用すれば、また業者育成にもつながるし、それはもうそのとおりだと思います。しかしながら、特殊なLED照明灯でございます。この宮崎の会社につきましては、部品の製造から組立て、設置まで全工程をこの会社で行っている関係上、やはり専門的な器具、そういう技術、そういうものが必要であるというような状況でございます。地元業者にも一応確認を行った結果で、なかなか対応が難しいという答えを現時点ではいただいておりますので、今のところは、宮崎の業者にお願いするしかないのかなというふうに思っております。

会議の経過

以上でございます。

議長（田之畑）

6番 西園議員。

6番（西園）

なるだけ地元業者を使うような形でお願いしたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

議長（田之畑）

次に、3番 児玉勇治議員の発言を許します。

3番 児玉議員。

3番（児玉）

最後になりますが、通告に従いまして、2点質問させていただきます。

まず1点目ですが、公営施設の水銀を含む製品の有無についてであります。

私は、平成30年12月の議会において、今回の質問同様、この問題についての質問をさせていただきました。そのときの町長の回答は、今年の10月までに水銀式の血圧計や体温計、そして理科、実用品などの合計92品目全ての最終処分を行ったとのことですが、それに相違ないか伺います。

議長（田之畑）

町長。

町長（宮原）

お答えいたします。

平成30年12月議会で答弁いたしました水銀を含む血圧計や体温計など92品目の製品については、全て最終処分まで終了することが関係各課より確認できております。

以上でございます。

議長（田之畑）

3番 児玉議員。

3番（児玉）

すみません、提出した通告の内容の順番がちょっと違いますが、その当時ですので、平成30年12月の私の質問に対して、町長は総合体育館については、平成12年度においてLED照明に切り替えているが、町民運動場のナイター施設で72個、総合センターのホールで15基、両小学校体育館で15基、中学校体育館24基の水銀灯

会 議 の 経 過

を使用した照明灯が設置されていると回答されたわけですが、その後、これらの公共施設の照明がどうなったかを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

蛍光灯の製造と輸出入の規制に伴い、計画的なLED照明への切替えが必要であること、規制開始後も蛍光灯の継続使用、在庫の売買及びその使用は可能であるにつきましては、承知しております。町民運動場の照明器具につきましては、水銀灯の取替えが未完了です。体育館の長寿命化計画の中に盛り込むとともに、LED照明に取り替えてまいりたいと考えております。

総合センターホール客席の照明器具は、水銀灯を使用、舞台照明器具につきましては水銀灯を使用しておらず、当分の間はいずれも使用を継続する予定でございます。

また、小中学校の体育館につきましては、全てLED照明に取り替えております。

議員お尋ねの施設以外に、農村環境改善センターホール及び畜産センターにおいても、水銀灯を使用しております。改善センターにつきましては、来年度中にLED照明への交換を予定しております。畜産センターにつきましては、現在のところまだ在庫があるため、在庫がなくなり次第、LED照明に取り替えてまいりたいと考えております。

現在、町が管理する公共施設においては、水銀を含む蛍光灯がまだ相当数使用されている状況であります。特に、庁舎におきましては、蛍光灯が切れた際に、順次LED照明への交換を行っているところでございますが、全体といたしましてのLED化は道半ばでございますので、優先順位をつけて計画的に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3番 児玉議員。

3 番（児 玉）

町長も言われたとおり、先日、柏原の農村環境改善センターで反省会があったときに、電球の球切れや数か所点灯されない蛍光灯がありました。今言われたとおり、2027年から水銀を含む蛍光灯の製造は終了となります。水銀の怖さは水俣病で御存じだと思いますが、常温で蒸発しやすい物質だそうです。もしストックがあれば、安全面に注意して保管して、今言われたとおり水銀を含んだ製品を使用している施設があれば、人命に関わることなので計画的に改善すべきだと思います。

再度確認なんですが、対処方法を今後どうされるかをもう一度お伺いします。

会議の経過

議長（田之畑）

町長。

町長（宮原）

お答えします。

LED照明器具への交換については、御指摘のとおり水銀に関わる水俣条約会第5回締約国會議の決定を受けまして、2027年度末をもって水銀使用製品である蛍光灯の製造及び輸出入が禁止されるため、計画的な対応が必要と考えております。

現在庁舎をはじめとする公共施設における蛍光灯の設置数や配置状況について、全体的な把握を進めているところでございます。今後は、例えば、庁舎1階から順次LED照明に交換していくなど段階的な更新を進めてまいります。

併せて、他の公共施設についても予算の状況や施設の使用頻度等を踏まえ、優先順位をつけて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（田之畑）

3番 児玉議員。

3番（児玉）

ただいまの町長の意見を聞き、安心したところです。水銀の怖さを理解して、公共施設が改善されて町民が安心して暮らせるように願いまして、次の質問に移らせていただきます。

2点目は、森林環境税と森林環境譲与税についてであります。

令和6年度から国民に、住所がある個人に対して1人当たり1,000円の森林環境税が徴収されたと思うのですが、これに伴い、町に配付された森林環境譲与税はどれぐらいなのか。以前、令和4年6月議会での譲与額に対しての町長の回答は、令和元年度36万2,000円、令和2年度77万2,000円、令和4年度・5年度として99万9,000円、令和6年度以降は122万6,000円を見込んでいると言われましたが、金額の変更はなかったのか。また、この森林環境税はいつまで支払わないといけないのか、この3点について伺います。

議長（田之畑）

町長。

町長（宮原）

令和6年度から施行されました森林環境税につきましては、住民税の均等割に国税として1人当たり1,000円課税されておりますが、本町の令和6年度の課税額は276万5,000円でございます。

会議の経過

譲与額につきましては、議員がおっしゃったとおり、令和元年度は36万2,000円、令和2年度が77万2,000円、令和3年度が73万6,000円、令和4年度及び5年度は99万9,000円、令和6年度が109万7,000円で、累計いたしますと、485万9,000円でございます。

また、森林環境税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、令和6年度から課税されておりますが、課税の期間は特に定められておりませんので、期間限定ではございません。

議長（田之畑）

3番 児玉議員。

3番（児玉）

現在、森林環境税により、様々な事業が行われていると思いますが、この税の業務執行残高と税を活用した事業、そして今後どのようなことに使用計画があるかを尋ねます。

議長（田之畑）

町長。

町長（宮原）

お答えします。

森林環境譲与税の執行残額は、毎年、基金に積立てを行っており、令和6年度末現在で124万7,593円でございます。本町の譲与額は、他市町と比較しても小規模ではございますが、基金を活用し、森林整備や小学校、中学校の子どもたちを対象に、鹿児島材を使った木育など、木材の普及啓発のために、今後要望等を確認の上、効果のある事業を検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（田之畑）

3番 児玉議員。

3番（児玉）

町長は以前、地球温暖化防止対策に対する認識を深めてもらうとともに、今も言われた環境に優しい鹿児島材の利用促進に取り組みたいと答弁されました。

町長の就任以降、柏原海岸が見違えるほど美化されて、整備もなされ、現在も進行中です。これは、私はすばらしいことだと思っています。この税は、人口が少なく、森林保有の多い自治体には、不利な配付方式のようですが、町民の大切な税金です。町保有の森林がこの税によって、さらに美化されることを希望しまして、私の一般質問を終わります。以上です。

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

以上で、一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月13日午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会 午後1時38分

令和7年第2回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 令和7年6月13日 午前9時30分
散 会 令和7年6月13日 午前9時52分

出席議員（10人）

1番	上池勝彦	2番	小川香織
3番	児玉勇治	4番	瀬戸山譲一
5番	牧原完治	6番	西園貞美
7番	前田 隆	8番	上園ミキ
9番	宮地利雄	10番	田之畠 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

6番 西園貞美 8番 上園ミキ

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 倉ヶ崎和治 書記 清瀧美東士

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原順	住民課長	有嶋義昭
副町長	大園保広	企画課長	浜屋啓子
教育長	金久三男	まちづくり推進課長	上原久
会計管理者	前田秀一	農地課長兼農業委員会事務局長	上野勝志
総務課長	中島孝一	管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田輝幸
農林水産課長	瀬戸山雅樹	社会教育課長	吉留潤一郎
福祉課長	小林真紀子	総務課長補佐	上野史生
税務課長	西田博文		
建設課長	寺園竜二		

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 別紙のとおり

会議の経過 別紙のとおり

議 事 日 程

日程第 1 議員派遣の件

日程第 2 議案第20号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第21号 学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第22号 令和 7 年度東串良町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 5 議案第23号 令和 7 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 6 議案第24号 令和 7 年度東串良町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 7 議案第25号 令和 7 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 8 委員会の閉会中の継続審査の件

日程第 9 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

日程第 10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

会議の経過

開会 午前9時30分

議長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。
直ちに、議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 議員派遣の件

議長（田之畑）

日程第1 議員派遣の件を議題とします。  
お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、別紙のとおり派遣することに  
したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり派遣することで可決されました。  
お諮りします。  
ただいま議決された議員派遣の件について、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣  
議員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、議員派遣の件について、変更があった場合、議長に一任することに決  
定しました。

~~~~~

◆ 日程第2 議案第20号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について

議長（田之畑）

日程第2 議案第20号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制
定についてを議題とします。

会議の経過

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る5日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 牧原議員。

5 番 (牧 原)

今回繰越金等があって、条例の改定がなされるわけなんですが、やっと鹿屋市並みの国保税になったわけなんですよね。ただ、肝付町とか隣の大崎町に比べてはまだちょっと高いんですが、国保委員会の資料を見ますと、県内の国民保険税の統一を目指しますという資料がございます。これは具体的に、いつから県内の統一になされるのか、担当課長でもいいですから教えていただければいいですけど。

議長 (田之畑)

税務課長。

税務課長 (西 田)

お答えいたします。

議員がおっしゃるように、税率の改正にいたしましては、まず第一段階といたしまして、令和9年度から二次医療圏、本町を含めまして、鹿屋市、垂水市、肝付町、錦江町、南大隅町の医療費水準をそろえた税率改正となっております。

それから県の統一につきましては、この二次医療圏の統一を一旦図りまして、それからまた県のほうで協議をいたしまして、目標といたしましては、令和12年度を目標としておりますが、各市町村、それから県の動向も踏まえまして、それにつきましては、まだ定かではございません。

以上でございます。

議長 (田之畑)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (田之畑)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (田之畑)

会議の経過

討論なしと認めます。

これから、議案第20号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畠)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第3 議案第21号 学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について

議長(田之畠)

日程第3 議案第21号 学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る5日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畠)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畠)

討論なしと認めます。

これから、議案第21号 学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

## 会議の経過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第4 議案第22号 令和7年度東串良町一般会計補正予算（第1号）

議長（田之畑）

日程第4 議案第22号 令和7年度東串良町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る5日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 小川議員。

2番（小川）

今回の補正予算の中で二つほどお聞きしたいと思います。

まず1点、地域デジタル推進費についてです。こちら、地域デジタル推進の事業について不採択に伴う減額のほうがあります。不採択に伴う影響、また不採択理由、金額、財源について御説明いただけたらと思います。

またもう1点、企画費についてです。こちら、今回より町のPRに使用されるマスクottをつくられるということでしたが、目的、また利用される利用使途、また1個当たりの金額を教えていただけたらと思います。

議長（田之畑）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（上原）

お答えいたします。

今回書かない・迷わない窓口推進事業ということで、新しい地域地方経済生活環境創生交付金のほうを申請しておりましたが、国のほうから窓口案内表示改修にかかる費用がおおむねを占めておりまして、デジタルを活用したサービスを実装する取組ではないということで、内示の段階で不採択ということでございました。792万5,000円申請しておりましたが、窓口等改修業務委託料450万円分がデジタル分の書かない窓口のほうを超えておりましたので、不採択となったものでございます。

書かない窓口については、このまま一般財源と、起債のほうを充てて実行したいと考えております。ただ、窓口案内表示については、今度の補正で減額したものでござ

会議の経過

います。

以上でございます。

議長（田之畑）

企画課長。

企画課長（浜屋）

お答えします。

今回企画費の中で委託料60万円を計上しております。この目的については、東串良町のマスコットであるルピノンくんのぬいぐるみを作成するということで、個数については100個を予定しております。予算の60万円のうち、業者のほうにちょっと見積りを取らせていただいたところ、初期の制作の時点で20万円ほど、1個当たり大体3,900円からということでしたので、今回の60万円というふうに計上させていただいております。

また、このぬいぐるみを作成する目的については、今台湾の九如郷と友好交流協定とか、また島根県の江津市と自治体間連携協定等を行っておりますが、こういった自治体との交流関係で使用したり、町長におかれでは、トップセールス等を行ったり、表敬訪問等を行っております。その際、町のPR等の活用の中でルピノンくんのぬいぐるみ等を使わせていただきたいということで計上しております。

また、このぬいぐるみができたときには、役場の窓口等にも置く考えであります。
以上です。

議長（田之畑）

ほかに質疑ありませんか。

2番 小川議員。

2番（小川）

地域デジタルのほうでお聞きいたします。今回事業のほうが少し見合わなかったということで採択されませんでしたが、例えばほかの事業などでこういった必要な予算に当たはまるようなものとかはなかつたんでしょうか。

また、今年度は駄目であっても来年度そういう事業のほう、国の補正予算の支援とか、補助とかそういうものを見つけて申請するということはできなかつたんでしょうか。

議長（田之畑）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（上原）

お答えいたします。

会議の経過

今回事前に計画をいろいろ立てながら進めていたところであったんですが、今回この計画のみを申請させていただきました。今後につきましては、また事業等の流れ等を考えながら申請していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（田之畠）

ほかに質疑はありませんか。

4番 濑戸山議員。

4番（瀬戸山）

政策推進課についてお尋ねしますけれども、再任用の方のお給料がこれ、私の見方が間違いでなければ36万円ぐらいでしたっけ、確認です。

議長（田之畠）

総務課長。

総務課長（中島）

お答えいたします。

ただいま議員は政策推進課とおっしゃいましたけれども、課ではなくて、全協でも説明させていただきましたとおり、総務課内にある係でございます。政策推進係でございます。それで身分につきましては、再任用職員ということでございますから、それは給料のほうは条例でも示しているとおり20万円台ということでございます。

以上でございます。

議長（田之畠）

4番 濑戸山議員。

4番（瀬戸山）

分かりました。

では、その政策推進係ですけれども、この前の補正予算の説明会のとき、私がお尋ねしたんですけども、この場でもって、もう一回、その趣旨、設立の趣旨、そして根拠、そして何を目的としているか。この前予算の説明会のときに、課長が言われたことを同じことを言ってくださいませんか。

議長（田之畠）

総務課長。

総務課長（中島）

お答えいたします。

会議の経過

現在の質疑につきましては、補正予算に対する質疑でございますので、補正予算、あるいは地方債、ここまでが議決事項でございまして、ただいまおっしゃった政策推進係の件につきましては、今回の補正とは関係ありませんので、答弁はいたしかねます。

以上でございます。

議長（田之畠）

ほかに質疑はありませんか。

4番瀬戸山議員。

4番（瀬戸山）

そういうふうに言われたらどうしようもないんですけど。何を言いたいかというところは、今回の補正予算ですけれども、この補正予算自体がどういう方向性に向かっているかということを自分なりにずっと見て、いろんな人に聞いたりして考えているわけですけれども、今回示された22個の一番最後のページに、これも私がまだ勉強不足でなかなか解釈できないところがあるんですけど、役場の借金が69億円、そのうちの過疎債が47億円、今度給食センターで過疎債を15億円使うということでしたけれども。予定として、今度複合施設が予定されている中で、この47億円のこの詳細ですね、いろんなことを考えてしまっているわけですけれども、まずその給食センターを使った15億円は、この47億円に含まれているのか、いないのか、その辺を聞きたいと思います。それは総務課長でいいのかな。

議長（田之畠）

総務課長。

総務課長（中島）

お答えいたします。

この最終のページにつきましては、あくまでも参考資料でございます。当該年度末現在高見込額ということになっておりますが、令和7年度末の現在高見込額ということになっております。これは令和7年度に当然給食センターも過疎債を充てますので、それも含めた金額でございます。

以上でございます。

議長（田之畠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（田之畠）

会議の経過

ないようですので、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

討論なしと認めます。
これから、議案第22号 令和7年度東串良町一般会計補正予算(第1号)を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

異議がありますので、起立によって採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(田之畑)

起立多数です。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第5 議案第23号 令和7年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第1号)

議長(田之畑)

日程第5 議案第23号 令和7年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第1号)を議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る5日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

## 会議の経過

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

討論なしと認めます。  
これから、議案第23号 令和7年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第6 議案第24号 令和7年度東串良町一般会計補正予算（第2号）

議長(田之畑)

日程第6 議案第24号 令和7年度東串良町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。
本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。
町長。

町長(宮原)

それでは、議案第24号 令和7年度東串良町一般会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。
歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ97万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ75億4,097万7,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるところでございます。御審議くださるようよろしくお願ひいたします。

議長(田之畑)

これから質疑を行います。

会議の経過

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畠)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畠)

討論なしと認めます。

これから、議案第24号 令和7年度東串良町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畠)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第7 議案第25号 令和7年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第2号)

議長(田之畠)

日程第7 議案第25号 令和7年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(宮原)

議案第25号 令和7年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億285万9,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の

## 会議の経過

区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願ひいたします。

議長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、議案第25号 令和7年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第8 委員会の閉会中の継続審査の件

議長（田之畑）

日程第8 委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

教育産業常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

会議の経過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議長(田之畑)

日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長(田之畑)

日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

委員長から会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

会議の経過

た。

議長（田之畠）

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第2回東串良町議会定例会を閉会します。

閉会 午前9時52分